八王子市社会福祉審議会　児童福祉専門分科会
令和６年度（2024 年度）　第８回会議　次第

令和６年（2024 年）10 月４日（金）
午後３時 30 分～５時 30 分
八王子市役所 801 会議室

１　開　会　【15：30】
（１）資料確認

２　報告【15：35】
（１）乳幼児期の教育・保育に関する方針（素案）について

３　議題【15：45】
（１）こども家庭センター条例（案）について
（２）次期計画（素案）の確認

４　そ の 他　【17：25】
（１）病児保育ネット予約サービスの運用開始について
（２）市立保育園の特別保育における WEB 予約システムの運用開始について
（３）SNS 等を活用したオンライン相談の実施について

５　閉　会　【17：30　閉会】

【配付資料】
資料１　乳幼児期の教育・保育に関する方針（素案）
資料２　「八王子市こども家庭センター」設置条例制定について
資料３　はちビバ等での子ども・若者の意見聴取について
資料４　第２期子ども・若者育成支援計画（素案）について
資料５　量の見込みと確保方策について
資料６　病児保育ネット予約サービスの運用開始について
資料７　市立保育園の特別保育における WEB 予約システムの運用開始について
資料８　SNS 等を活用したオンライン相談の実施について
参考資料１　第２期八王子市子ども・若者育成支援計画素案
参考資料２　指標一覧

資料1

乳幼児期の教育・保育に関する方針（概要版）（案）

～「量」の拡充から「質」の向上へ～

子どもを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、八王子で育つ全ての子どもが、将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすことのできる「こどもまんなか社会」の実現に向けた方針を定めます。

背景・現状（令和6年4月1日時点）

○就学前児童数（0～5歳）は、平成17年と比べ、10年間で31.3%減少しました。
○過去10年間（平成27年～令和6年）で、幼稚園利用児童数は43.4%減少し、保育園利用児童数は1.9%減少しました。
○市内の保育園等では、819人分の空き定員が生じています。
○待機児童数は、平成22年の496人をピークに、その後大きく減少し、現時点では15人です。
○共働き世帯の増加等により、保育園等の申込率は国の想定の60%まで引き続き上昇する見込みです。

課題

「量」の課題

○地域ごとの特性を踏まえた待機児童解消の取組が必要です。
○空き定員増が見込まれるため、空き部屋や保育士の処遇・雇用問題など、課題が複雑化・深刻化し、施設の安定的・持続的な運営が難しくなることへの対応が必要です。

「質」の課題

○自己肯定感や思いやりなどの非認知能力の育成が必要です。
○「長く働くことができる」職場づくりや人材の確保に向けた取組が求められています。
○発達の気になる子どもの支援充実の必要性が高まっています。

↓「量」の課題への対応　↓「質」の課題への対応

主な方針

「量」の適正化に向けた取組

○定員調整による需給バランスの調整
○幼児教育・保育施設の整備方針（新設はせず、既存施設の改築・修繕で対応）
○認定こども園については現状の施設数を維持
○公立保育園の再編（幼児教育・保育のセーフティーネット体制強化、関係機関との連携強化等）

「質」の向上を図る取組

○幼児教育・保育センターの充実（幼児教育・保育センタースパーバイザーの活用によるセンター機能の充実、研修の充実、発達障害児支援強化、保・幼・小連携の推進等）
○働きやすい労働環境の整備（DXの推進）
○乳幼児期の非認知能力の育成等を支援
○幼児教育・保育施設の多機能化の推進（こども誰でも通園制度等）

資料2

『八王子市こども家庭センター』設置条例制定について

子ども家庭部子ども家庭支援センター

1 目的

令和4年の児童福祉法の改正において**「こども家庭センター」**の設置が努力義務化された。
これまで「こども家庭センター」の設置に向け、母子保健と児童福祉の担当圏域の統一や施設整備を行ってきた。
「こども家庭センター」設置準備が整ったことから、八王子市子ども家庭支援センター条例を廃止し、新たに**令和7年4月1日施行とした「八王子市こども家庭センター条例」を制定**する。

【参考】「こども家庭センター」とは

児童福祉法等の一部改正（令和6年4月1日施行）

全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健が**一体的支援**を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置が努力義務化。

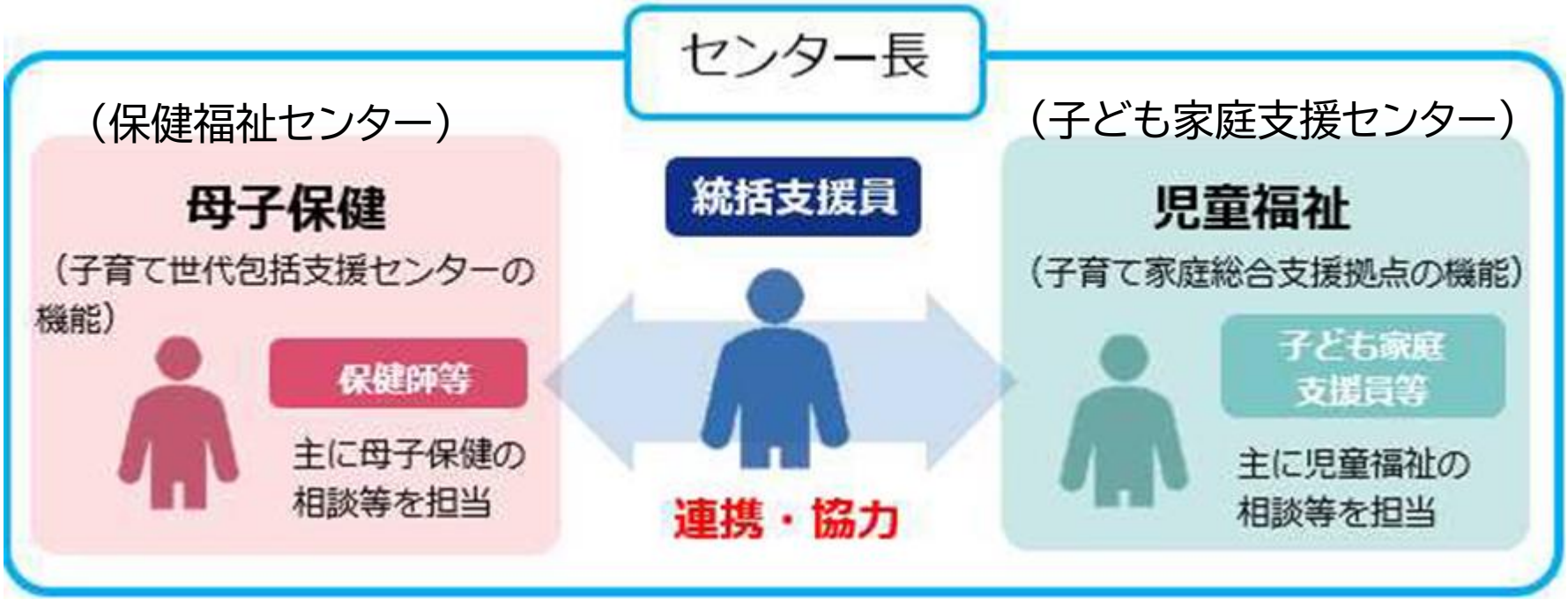

参考資料：令和6年度当初予算案の概要より

【参考】こども家庭センター設置の必須条件

※「こども家庭センターガイドライン」より抜粋

１．母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行う

２．組織全体のマネージメントを行う**責任者（センター長）をセンター1か所あたり1名配置**する

３．双方の業務について十分な知識を有し俯瞰して判断することの出来る**統括支援員をセンター1か所あたり1名配置**

４．児童福祉法第10条の２第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行う

５．施設の名称はセンター又はこれに類する自治体独自の統一的名称を称する

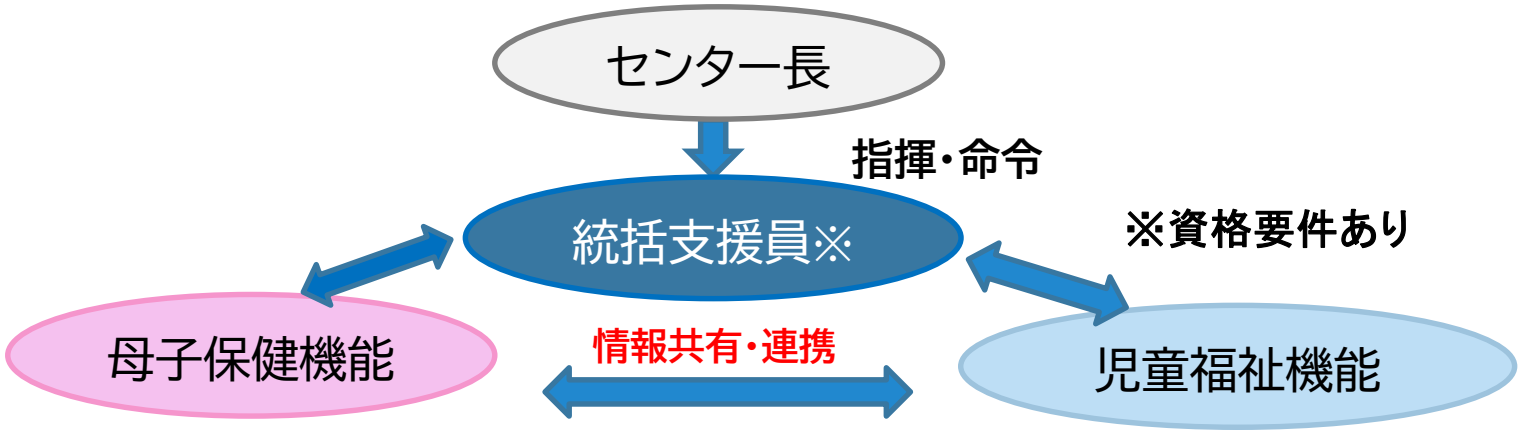

２ 制定する主な条例内容

（１）「こども家庭センター」の設置場所

（２）「こども家庭センター」で行う業務

（３）こども家庭センター事業の対象者

（４）子ども家庭支援ネットワークに関すること

（５）こども家庭センター運営協議会の設置に関すること

2　制定する主な条例内容

(1)こども家庭センターの設置場所

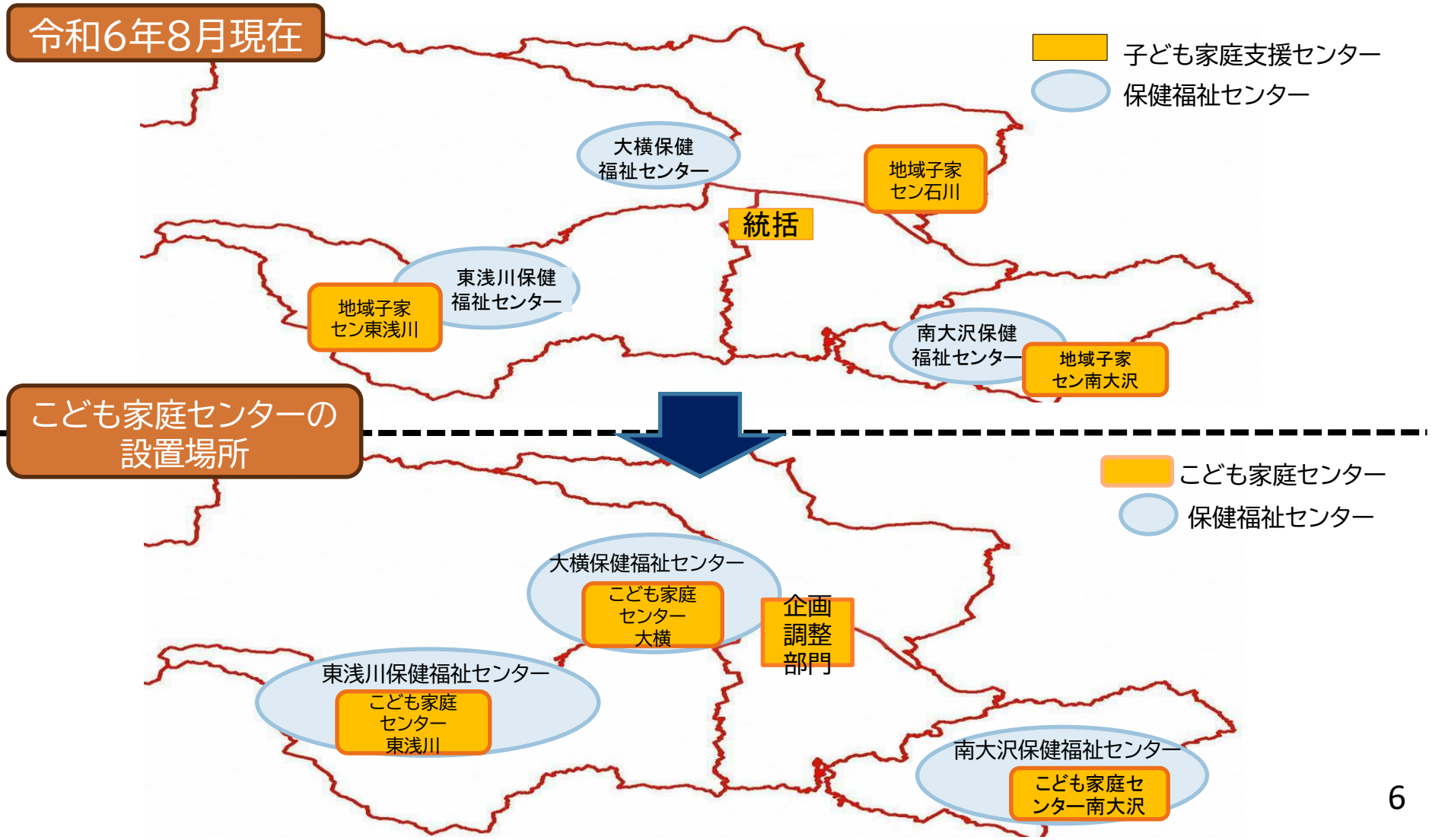

2　制定する主な条例内容

(2)こども家庭センター業務内容

	設置場所	業務内容	現行 子ども家庭支援センター
八王子市こども家庭センター	こども家庭センター 大横	(母子保健に関すること) ア 妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援事業 (児童福祉に関する業務) イ 子どもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援事業	地域子ども家庭支援センター 石川
	こども家庭センター 東浅川		地域子ども家庭支援センター 東浅川
	こども家庭センター 南大沢		地域子ども家庭支援センター 南大沢
	企画調整部門	・地域における体制づくり ・要保護児童対策地域協議会事務 ・児童虐待の防止に関すること ・親子つどいの広場に関すること ・家庭支援事業に関すること ・地域において在宅サービスを担う養育家庭の拡充に関すること	子ども家庭支援センター

２ 制定する主な条例内容

（3） こども家庭センター事業の対象者

ア） 妊産婦及び子どもと家庭

イ） 子どもと家庭の支援に係る活動を行い又は行おうとする者

（4） 子ども家庭支援ネットワークに関すること

ア） 八王子市子ども家庭支援ネットワーク（以下「支援ネットワーク」という）を組織し、相互の連携の確保に努める。

イ） 支援ネットワークを児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会とする。
また**こども家庭センターを要保護児童対策調整機関**とする。

２ 制定する主な条例内容

（5） こども家庭センター運営協議会の設置に関すること

ア） **八王子市こども家庭センター運営協議会**を置く。

イ） 運営協議会は、公募による市民、学識経験を有する者、**保健医療関係団体の代表者※**、子どもと家庭に係る支援を行う民間団体の代表者、関係機関の職員及び市の職員をもって組織する。

運営協議会の組織及び運営に必要な事項は、市規則で定め

※保健医療関係団体の代表

医師会、歯科医師会、助産師会を想定

3　こども家庭センター設置による効果

- 母子保健によるポピュレーションアプローチを活用し、早期からの予防支援に繋ぐことができる。
- 早期の予防的支援より虐待予防と重篤ケースの減少が期待できる。
- 多職種による多角的な視点でのアセスメントが可能になり支援の幅が広がる。
- サポートプランを活用した、支援機関との切れ目のない連携強化ができる。

上流対策を強化することで、下流対策が必要となる方を減らすことにつながる。

上流対策＝発生予防

▸「気になるレベル」での適切な支援の開始

▸妊娠期からの切れ目のない一貫した支援体制の強化

下流対策

（ハイリスクアプローチ）

▸虐待による心身影響防止

▸措置・援助・専門相談

【参考】八王子版ネウボラの取組み

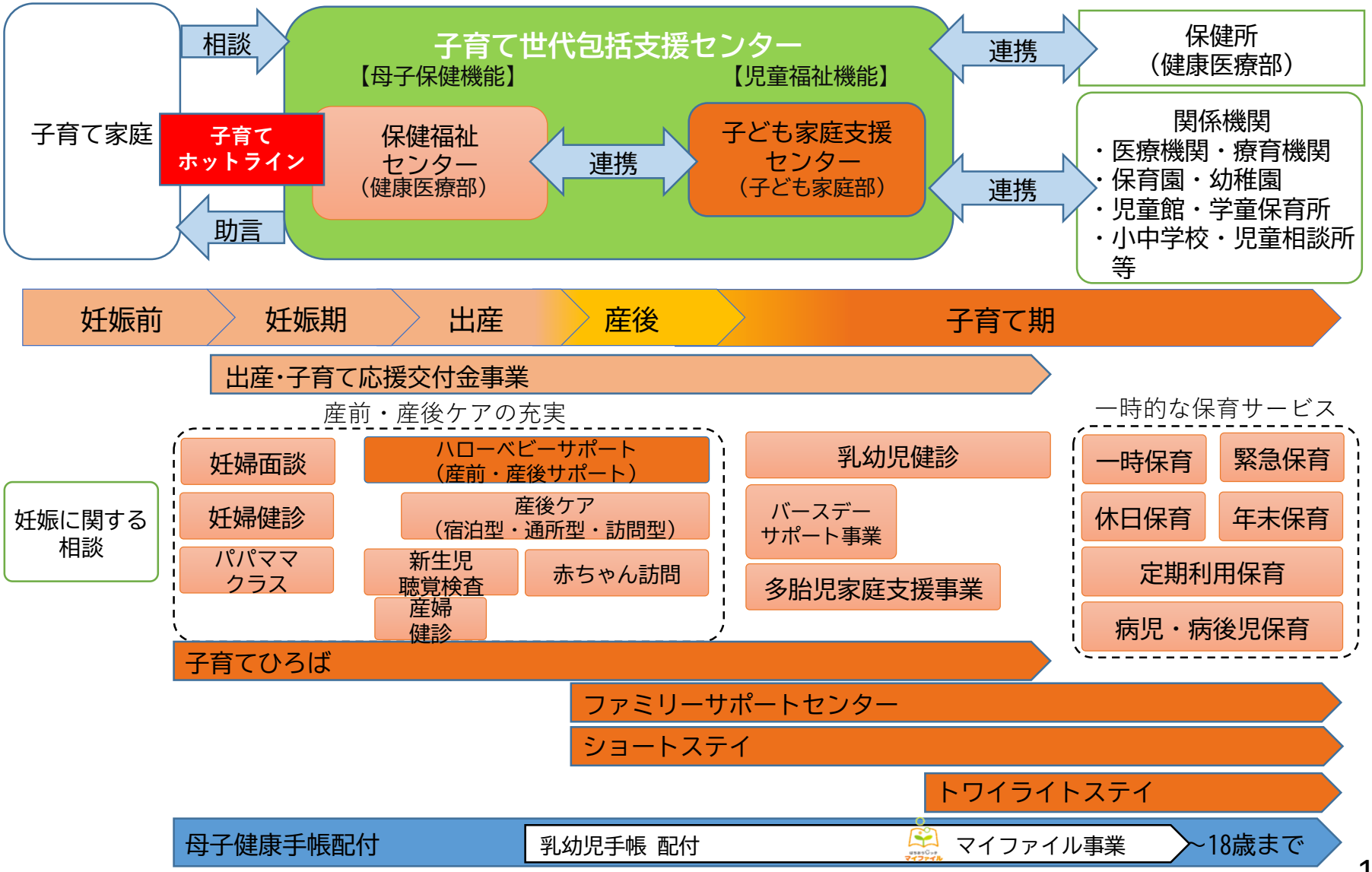

【参考】本市の児童虐待通告の現状　①通告件数の推移

総合相談の活動件数と虐待通告件数の推移

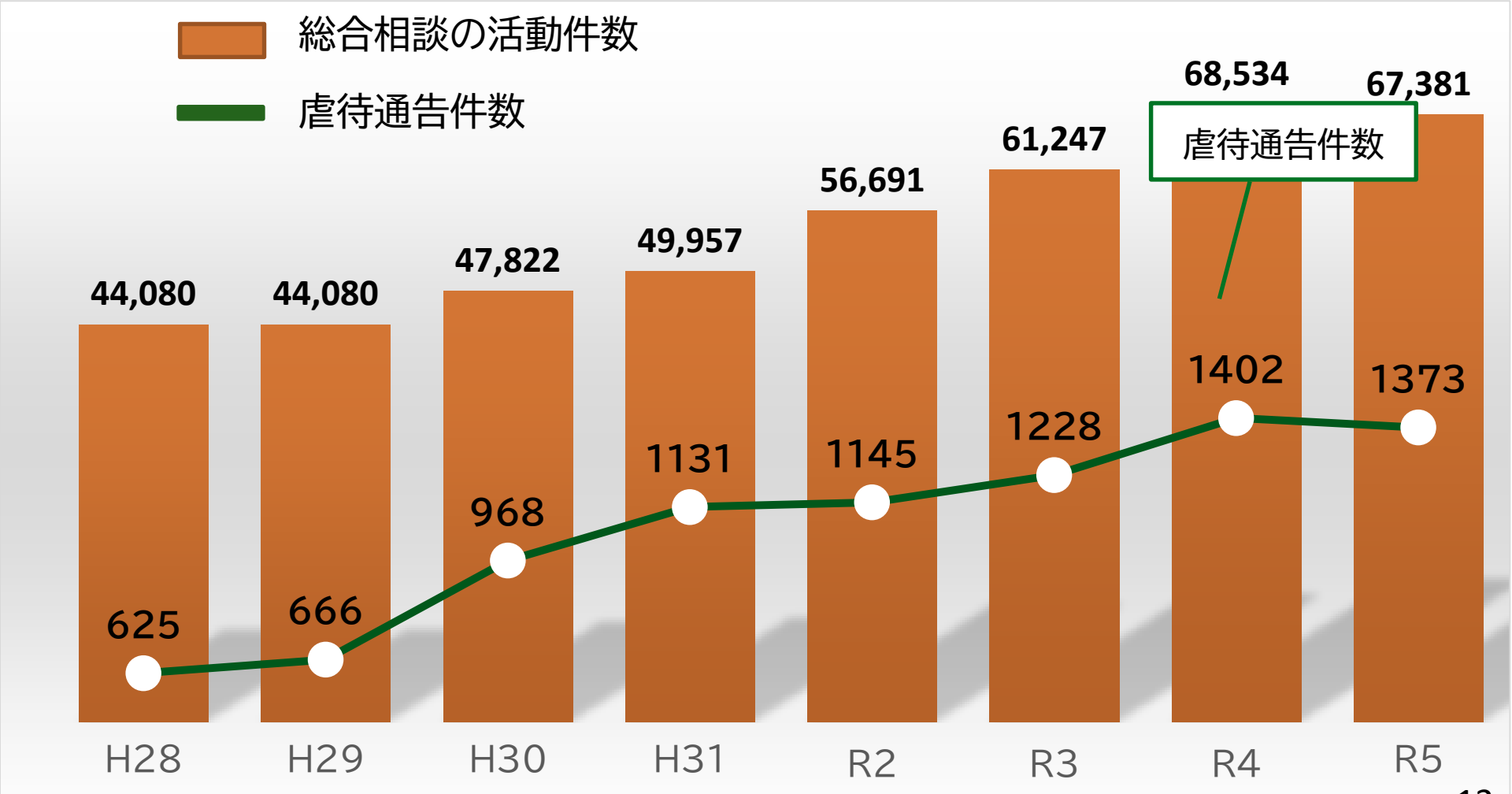

【参考】本市の児童虐待通告の現状　②相談状況の内訳

【令和5年度 新規相談内容内訳】

新規相談件数2,337件/年

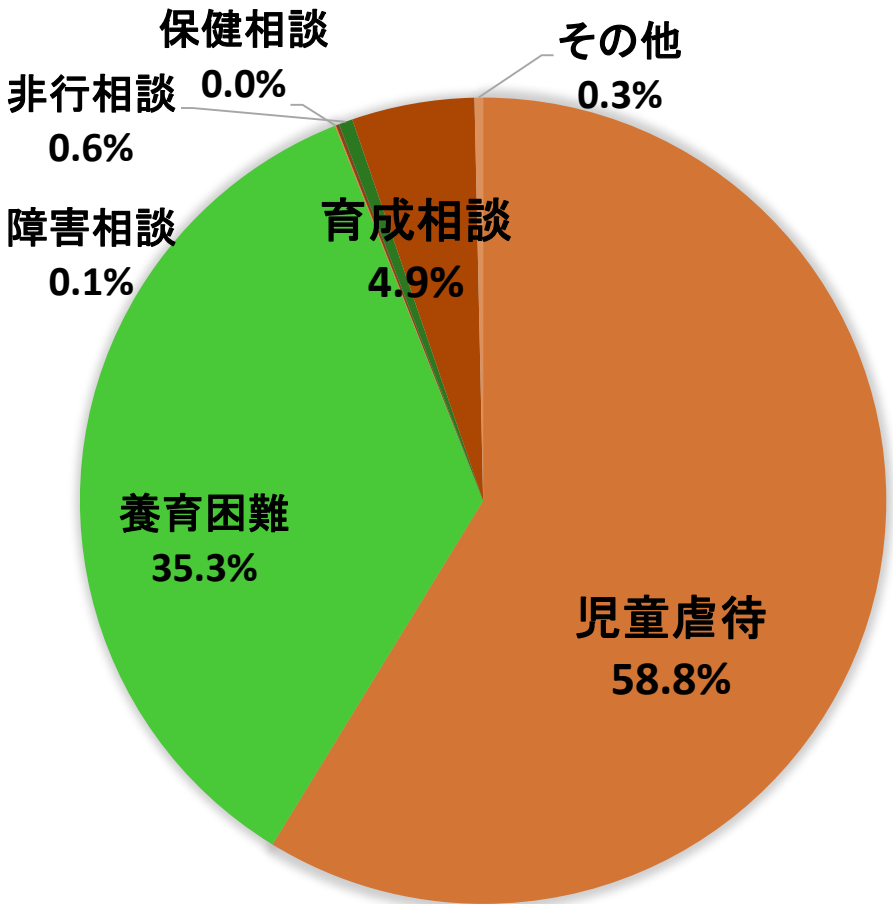

【令和5年度 相談内容の年齢割合】

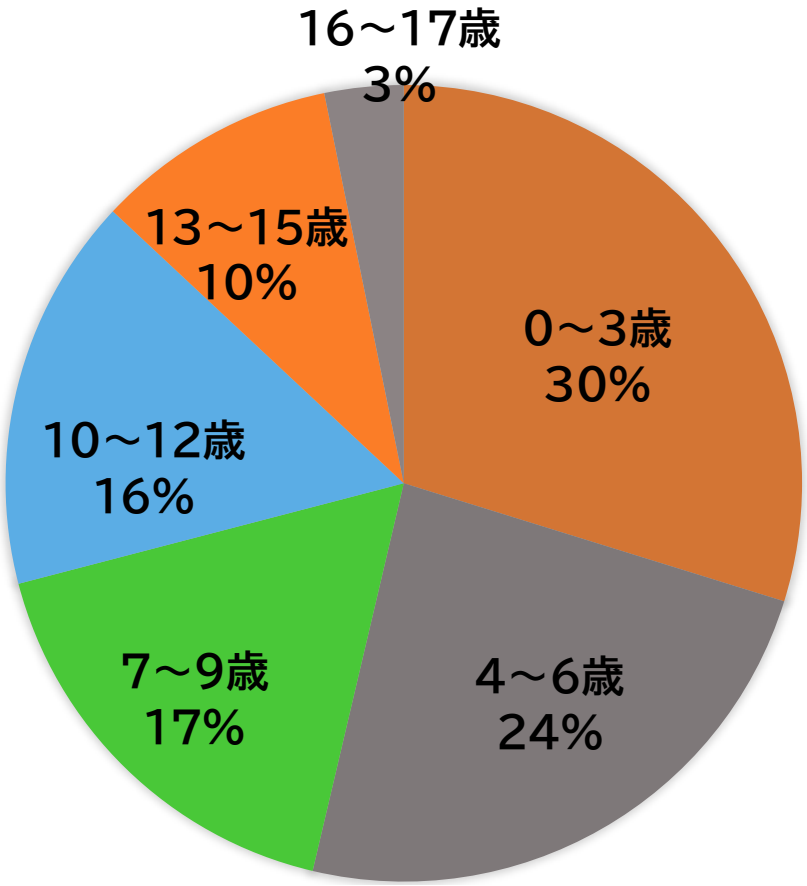

子ども・若者の意見について

資料３

１　はちビバ等での意見聴取について（定性的な意見まとめ）

実施概要

（1）実施時期
令和6年7月30日から8月28日までの間に6回実施

（2）実施場所
はちビバ5館（南大谷、中郷、浅川、松が谷、川口）
＋子どもミライ会議に参加している子ども企画委員及び学生サポーター（有志）

（3）参加人数・内訳
76名
内訳：小学生（高学年）46名、中学生28名、大学生2名

（4）テーマ（実施館）
・悩みや相談について（南大谷）
・住み続けたいまちについて（中郷）
・遊びについて（浅川）
・子どもの権利について（松が谷）
・体験活動について（川口）
・まちづくり全般について（子どもミライ会議）

意見のポイント

１　悩みや相談について

○友だち関係で悩むことが多く、友だちや学校の先生等に相談する。
○安心できる場所、人には悩みを打ち明ける。
○相談電話や相談チャットは利用せず、よく知っている人に対面で相談したい。

２　住み続けたいまちについて

○一定程度の賑わいを求める一方、居心地の良さも重視している。
○家のまわりや通学路、街なかなどで怖い思いをすることがある。
○地域の人や施設などとつながる機会を持ちたい。

３　遊びについて

○子どもが遊びに出かける際の行動範囲は自転車で行ける範囲。
○遊ぶ環境については充足している意見もあった。
○友だちと集える場所（居場所）を求めている。

４　子どもの権利について

○概ね権利は守られていると感じているが、虐待やいじめなど重大な事象もある。
○意見を聴く大人の理解や発達段階に応じた意見聴取が重要。
○意見聴取を通して、大人が対等に接してくれることがうれしい。

５　体験活動について

○学校や地域団体が実施する体験に参加することで興味・関心が広がるケースが多い。
○スポーツや情報技術に関する体験が人気。
○将来を見据えた職業体験もニーズが高い。

６　まちづくり全般について

○周りに配慮しながら遊んでいるが、窮屈さを感じている。
○日常的に使う空間や施設について意見を言いたい。
○子ども・若者にとって自転車は身近な交通機関であり、関心が高い。

2　テーマごとの意見のまとめ

(1)悩みや相談について

子ども・若者の意見(主なもの)

【悩みの内容】

友だち関係で悩むことが多い。

【相談相手】

悩みの相談相手は友だち、学校の先生、はちビバの職員が多い。

相手が忙しそうだと相談しにくい。

安心できる場所や人には悩みを打ち明けられる。

【相談の方法】

普段から電話をかけないため相談ダイヤルは利用しない。

相手の反応がわからないこと、スマホ・PCを持っていないことから、チャットは利用しない。

意見のポイント

知らない人には相談しない。

関係性のできている人に「対面」で相談したいと考えている。

友だち同士で悩みを相談し合うことで、気持ちが落ち着くこともある。

素案への反映

施策2 子どもの権利を守る取組

「子どもが相談しやすい環境づくり」を進める中で取り入れる。学校やはちビバ、学童保育所、こども家庭センターなどの教職員・スタッフに対し、子どもの相談対応に関する研修を実施。

施策12 多様な居場所の確保・創出

公共施設や地域資源を活用した地域づくりを進める中で取り入れる。子ども・若者にとって身近な場所で、信頼できる大人に悩みを相談できる環境をつくる。また、子ども・若者同士でも相談し合えるような居場所づくりを進める。

2　テーマごとの意見のまとめ
(2)住み続けたいまちについて

子ども・若者の意見(主なもの)

【住み続けたいまち】

- お店がいっぱいある。
- 地域とつながれる場所がある。

【住み続けたくないまち】

- 治安が悪い。
- 人が多い(すぎる)ところ。

【八王子のイメージ】

- 田舎だが、都心へのアクセスは良い。
- お祭りのイメージがあるが、地域のお祭りも中止になり、地域との関わりは少なくなっている。
- たばこの吸い殻が落ちていたり、川が汚れていたり、まちはきれいではない。

意見のポイント

- 一定程度の賑わいを求める一方、居心地の良さも重視している。
- 家のまわりや通学路、街なかなどで怖い思いをすることがある。
- 地域の人や施設などとつながる機会を持ちたい。

素案への反映

施策29 子ども・若者・子育てを応援する団体の支援
施策31 ゆるやかなつながりで紡ぐ地域連携

地域全体で子ども・若者の育成や子育て家庭の支援を支えるため、市民活動団体の取組みを活性化する支援を行う。また、地域の様々なコミュニティが取り組む地域連携や活動をサポート。

施策34 地域力を活かした防犯・防災対策の推進
施策36 お出かけしやすいまちづくり

クリーン活動やマナーアップなど、きれいなまちづくりを推進するとともに、地域のコミュニティを活かした防犯活動の実施や支援を進める。

2　テーマごとの意見のまとめ
(3)遊びについて

子ども・若者の意見(主なもの)

【好きな遊び】

- 屋外ではサッカーや川遊びをする。
- 屋内ではスポーツ(バドミントン、卓球、バスケなど)やゲーム(ボードゲーム、テレビゲーム、カードゲームなど)をする。

【遊び場について】

- 自由に遊べる環境は整っている。
- 遊びに行ける場所は比較的多い。

【遊び場に必要なもの、たりないもの】

- 漫画が読めたり、みんなでゲームができる場所。ボールで遊べる公園やプールなど。
- 公園に遊具がない(少ない)のでシーソーやブランコがほしい。
- 遊び場にはWi-Fiがほしい。

意見のポイント

- 子どもが遊びに出かける際の行動範囲は自転車で行ける範囲。
- 今のままで十分など、遊ぶ環境については充足している意見もあった。
- 遊びを通して、友だちと集える場所(居場所)を求めている。

素案への反映

基本施策2 生きる力を育む遊びや体験の充実

楽しみながら社会性や創造性を育む「遊び」を保障していくことは、子ども・若者の育成にとって重要となる。それぞれの環境や家庭の状況に左右されることなく、様々な人との出会いや経験を重ねていけるよう機会や場を充実していく。

基本施策5 子ども・若者の居場所づくり

休日や放課後、長期休業中など、子ども・若者が安心して過ごせ、成長を支える様々な体験ができる居場所を増やす。また、より良い居場所となるよう、子ども・若者の意見やニーズを調査・発信する。

2　テーマごとの意見のまとめ
(4)子どもの権利について

子ども・若者の意見(主なもの)

【子どもの権利は守られているか】

- 教育を受ける権利や思想の自由などは守られている。
- 差別の禁止や参加する権利、プライバシーの保護は不足しているとの意見もあった。

【家庭における参加する権利】

- (実現するかは別として)概ね意見を言う機会や話を聞いてくれることは多い。

【家庭外における参加する権利】

- お店で店員が大人同様に接してくれた。
- 真剣過ぎると意見が言いにくい。
- 大人同士で話していたり、忙しそうにしていると話しづらい。

意見のポイント

- 概ね権利は守られているが、虐待やいじめなど重大な事象もある。
- 意見を聴く大人の理解や発達段階に応じた意見聴取が求められる。
- 意見聴取を通して、大人が対等に接してくれることがうれしい。

素案への反映

施策1 子どもの意見を大切にするまちづくり

子ども・若者の成長段階に応じた意見表明や参画の機会を確保し、子ども・若者の声をまちづくりに活かす。

施策2 子どもの権利を守る取組

児童虐待やいじめ被害、ヤングケアラーなど、子ども・若者が一人で悩まず相談しやすい環境を整え、関係機関が連携して支援する。

施策3 子どもの権利を広めるための取組

社会全体で子どもの権利の理解や普及をさらに進めるため、子ども条例の制定を検討する。

2　テーマごとの意見のまとめ
(5)体験活動について

子ども・若者の意見(主なもの)

【面白かった体験】

- 移動教室や林間学校
- 紙から作った年賀状づくり
- さつまいも収穫や稲の栽培などの農業体験
- 学校で行った職業体験(消防署など)

【今後参加してみたい体験】

- プロアスリートに習うスポーツ体験
- 販売や調理などの職業体験
- ARやプログラミングなどの情報技術体験
- 英会話や外国の文化体験など国際交流体験
- 学校の先生や運転士、飼育員など職業体験

意見のポイント

- 学校や地域団体が実施する体験で興味・関心が広がるケースが多い。
- 現在の興味・関心を基にしたスポーツ体験や情報技術体験が人気。
- 将来を見据えた職業体験もニーズが高い。

素案への反映

施策4 身体を使った遊びや体験機会の充実

本市が誇る自然や屋外環境を活かし、子ども・若者の「生きる力」を育むため、関係機関や団体とともに体験機会を充実する。

施策5 豊かな感性を育てる遊びや体験機会の充実

関係機関や団体とともに、子ども・若者の豊かな発想や好奇心を引き出す文化芸術に関する体験や伝統文化に触れる機会を充実する。

施策10 将来や生き方を考える機会の確保

小・中学校や関係機関とともに、自身のライフプランやキャリア形成などについて考える機会を確保していく。

2　テーマごとの意見のまとめ
(6)まちづくり全般について

子ども・若者の意見(主なもの)

【遊びについて】

- 屋根があり、自由に遊べる場所がほしい。
- 放課後の居場所が限られていると感じる。
- ボール遊びが許されている場所で(配慮して)遊んでいても、大人に注意される。

【まちづくりについて】

- 公園にごみのポイ捨てが多い。
- 図書館に子どもの優先席を増やしてほしい。
- 若者同士で交流して話せる場所がほしい。

【自転車について】

- スピードを出す自転車が多く、マナーが悪い。
- シェアサイクルのポートを増やしてほしい。

意見のポイント

- 子ども自身も配慮しながら遊んでいるが、窮屈さを感じている。
- 日常的に使う空間や施設について意見を言いたい。
- 子ども・若者にとって自転車は身近な交通機関であり、関心が高い。

素案への反映

施策1 子どもの意見を大切にするまちづくり

子ども・若者の成長段階に応じた意見表明や参画の機会を確保し、子ども・若者の声をまちづくりに活かす。

施策14 より良い居場所にするための支援

子ども・若者にとって居心地の良い居場所となるよう、利用者の意見も取り入れた居場所作りを支援する。

施策35 子どもを事故から守るための取組

すべての人が安全に自転車を利用できるよう、自転車利用の促進と安全確保のバランスを取った施策を展開。

資料4

第２期八王子市子ども・若者育成支援計画（素案）について

令和６年（2024年）10月４日
児 童 福 祉 専 門 分 科 会

2 子ども・若者育成支援計画の位置付け

八王子未来デザイン2040（基本構想・基本計画）

第2編　健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第3編　活き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

健康医療計画

第4期地域福祉計画

高齢者計画・第9期介護保険計画

障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第2期子ども・若者育成支援計画

（2編：母子保健　3編：児童福祉）

教育振興基本計画

生涯学習プラン

⇔ 連携・整合

⇒ 勘案

その他の編の主な関連計画

- 学園都市ビジョン
- 都市計画マスタープラン
- スポーツ推進計画
- 産業イノベーションプラン
- 男女が共に生きるまち八王子プラン
- 再犯防止推進計画

国　こども大綱

東京都
子供・子育て支援総合計画
子供・若者計画

3 改定の基本的な考え方

(1)第2期子ども・若者育成支援計画の概要

概要	妊娠期から若者期までの切れ目ない支援や育成に関する方針・施策をまとめた総合的な計画
計画期間	令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)
法的な位置付け	こども基本法に基づく「市町村こども計画」
包含する計画	• 市町村子ども・子育て支援事業計画 • 次世代育成支援市町村行動計画 • ひとり親家庭自立促進計画 • 成育医療等に関する計画(母子保健部分)
計画の対象	子ども(18歳未満)、若者(義務教育終了後から30歳未満※)、妊婦及びその家庭　※就労支援については40歳未満を対象
基本理念【継続】	みんなで育てる　みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ　はちおうじ

3 改定の基本的な考え方

（2）基本的な方向性

社会情勢による主な課題
・人口減少（労働力の減少）、少子化の進展
・DXの推進、マイナンバーカードの普及による利便性の向上と活用の拡大　など

八王子市の主な課題
・市内各地域でも人口増減に差があり、保育所待機児童も偏在
・顕在化したヤングケアラーや不登校児の増加など、新たな課題への対応　など

基本的な方向性

- 子ども・若者の意見を聴き、施策に反映する仕組みづくり。
- コロナ禍による格差の拡大を受け、子どもたちの体験の場や情報が届きにくい家庭への情報発信を充実させる。
- 幼児教育・保育施設の定員の適正化とともに、多様な保育ニーズや子どもたちの特性に応じた幼児教育・保育施設の質の向上に取り組む。
- 児童福祉と母子保健の一体的なサポートを目指したこども家庭センターの設置により、児童虐待の予防的支援の強化と早期発見・早期対応を進める。
- つながりの希薄化による若者の孤独や孤立に対する支援の強化。

DXの推進

4 策定の経過

社会福祉審議会 （児童福祉専門分科会）	令和5年11月～ 令和6年10月 （11回）	●現行計画の評価や課題について ●次期計画における重点施策について ●次期計画の基本理念等について ●施策体系の検討について　など
庁内検討会及び幹事会	令和6年7～10月 （検討会2回・ 幹事会2回）	●次期計画に向けた課題の整理 ●子ども・若者の意見 ●素案（案）の検討
計画改定に係るアンケート調査	令和5年11月～ 令和6年1月 （4調査）	●（対象） ●小学5年生及び中学2年生 ●若者（15～29歳） ●就学前児童の保護者 ●ひとり親家庭の保護者
はちビバを利用する子ども、 子どもミライ会議に参加する 子どもへのヒアリング調査	令和6年7～8月 （6回）	●悩みや相談について ●住み続けたいまちについて ●遊びについて ●子どもの権利について　など
大学での出前講座を利用した ヒアリング調査	令和6年9月 （2回）	●住み続けたいまちについて ●自身が希望するライフコースについて　など

5 施策体系と主な取組【基本方針１】

□：新たに計画に記載する主な取組を含む施策

基本方針	基本施策	施策
基本方針1 ミライを担う子ども・若者の育成	1 子どもの権利を大切にするまちづくり	1 子どもの意見を大切にするまちづくり
		2 子どもの権利を守る取組
		3 子どもの権利を広めるための取組
	2 生きる力を育む遊びや体験の充実	4 身体を使った遊びや体験機会の充実
		5 豊かな感性を育てる遊びや体験機会の充実
		6 若者の活動・体験機会の充実
	3 乳幼児期の教育・保育の質の向上	7 乳幼児期の教育・保育の質の向上
		8 保・幼・小・学童連携の推進
	4 健やかな育ちや自立に向けた支援	9 健康で自立した生活に向けた取組
		10 将来や生き方を考える機会の確保
		11 青少年の健全育成に向けた支援
	5 子ども・若者の居場所づくり	12 多様な居場所の確保・創出
		13 居場所につながる仕組みづくり
		14 より良い居場所にするための取組

6 新たに計画に記載する主な取組（基本方針１）

◆子どもの権利の保障と参画の推進 【施策1～3】

子どもの権利の重要性が増している状況を踏まえ、八王子市全体で子どもの権利を大切にするまちづくりを実現していくため、これまでの取組をさらに推進していく。

活かす	多様な子どもの参画方法の検討 など
守る	児童虐待やいじめ被害の防止、ヤングケアラーへの支援 など
広める	子ども条例の制定検討、対象に合わせた周知の実施 など

◆不登校総合対策の推進【施策2】

市教育委員会が策定した「つながるプラン」（不登校総合対策）に基づき、つながりをキーワードとした総合的な対策に取り組む。

◆乳幼児期の教育・保育の質の向上【施策7】

幼児教育・保育施設各園の環境や強みを活かしながら、テーマに沿った取組を行い、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を行う施設を支援する。

≪子どもの反応をきっかけに成長をサポート≫

好奇心を持つ。きっかけを増やす。
考えを広げる。考えを深める。

7 施策体系と主な取組【基本方針２】

：新たに計画に記載する主な取組を含む施策

基本方針	基本施策	施策
基本方針2　子どもを育む家庭への支援	6　妊娠期からの切れ目ない支援の充実	15　八王子版ネウボラの体制強化
		16　妊娠前後の支援
		17　産前産後の支援
		18　乳幼児期の支援
	7　働きながら子育てできる環境の整備	19　多様な教育･保育の提供
		20　学童保育所の充実
		21　子育てと仕事が両立できる環境づくり
	8　安心して子育てをするためのサポート	22　子育て家庭への経済的支援
		23　家庭での子育て力向上に向けた支援
		24　子育てに関する相談体制の充実
	9　子育て家庭の居場所の充実	25　子育てひろばの充実
		26　気軽に利用できる教育･保育環境の整備
		27　地域の居場所づくり

8 新たに計画に記載する主な取組（基本方針２）

◆こども家庭センターの設置による八王子版ネウボラの体制強化 【施策15】

児童福祉と母子保健が一体的支援を行う「こども家庭センター」を設置し、ポピュレーションアプローチ（すべての妊婦や乳幼児がいる家庭への予防的な働きかけ）とハイリスクアプローチ（支援が必要な家庭への働きかけ）を両輪として、切れ目なく、もれなく対応する。

≪こども家庭センターのイメージ≫

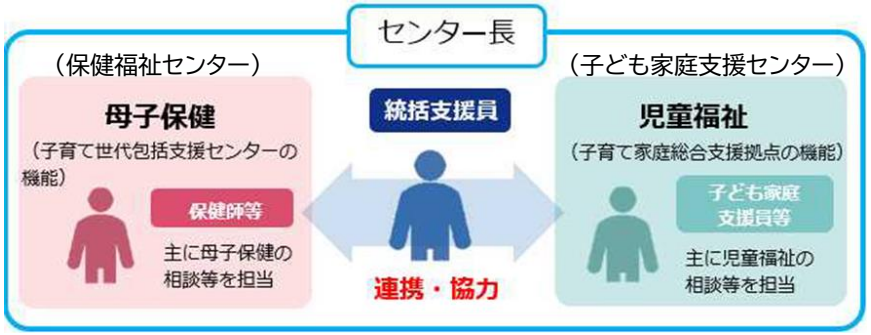

出典：こども家庭庁HP

◆在宅子育て家庭の孤立防止 【施策26】

保護者の就労等の有無にかかわらず、定期的に教育・保育施設へ子どもを預けられる環境を整備。自宅で子育てをする家庭の孤立対策と養育力向上、育児不安の軽減などを支援。

◆学童保育所における長期休業中の昼食提供 【施策20】

長期休業中（夏休みや冬休みなど）の子どもたちの健康維持増進や保護者の負担軽減のため、学校栄養士が栄養バランスを考えた学校給食で人気の献立を、温かくておいしい手作り昼食として学童保育所の子どもたちへ提供。

9 施策体系と主な取組【基本方針３】

：新たに計画に記載する主な取組を含む施策

基本方針	基本施策	施策
基本方針3　子ども・若者・子育てをみんなで支えるまちづくり	10　地域全体で子ども・若者の成長を支える環境整備	28　地域人材の確保・育成
		29　子ども・若者・子育てを応援する団体の支援
		30　企業・大学等による子ども・若者・子育て支援
		31　ゆるやかなつながりで紡ぐ地域連携
	11　子育てプロモーションの推進	32　みんなに届く子育て情報の発信
		33　子育てをみんなで楽しむまちづくり
	12　子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	34　地域力を活かした防犯・防災対策
		35　子どもを事故から守るための取組
		36　お出かけしやすいまちづくり

10 新たに計画に記載する主な取組（基本方針３）

◆八王子駅南口集いの拠点での子ども・若者の活動支援 【施策29】

八王子駅南口集いの拠点に公園、ライブラリ、ミュージアムの機能をつなぐ交流拠点「SPOT HACHIOJI」を設置。コーディネーターが常駐し、子ども・若者の学びやチャレンジを応援し、様々な活動をサポートしていく予定。

◆子育て応援サポーターによる情報発信 【施策32】

子育て応援サポーターが、本市の子育て情報や魅力ある子育て環境を発信することで、子育てプロモーションを推進する。

≪子育て応援サポーターの活動例≫

- 保護者を対象とした講演会（フォーラム）での講演
- 幼児教育・保育施設の訪問
- 子育てひろばで保護者と交流　など

◆大学等と連携した子ども・若者の育成、子育て支援 【施策30】

学園都市としての特性を活かし、共同研究や生涯学習の推進、学生と子ども・保護者の交流、外国人留学生の支援などを実施。子どもが高等教育に触れる機会を増やし、地域社会と大学等がつながることで、地域に大学等があるメリットを活かしたまちづくりを進める。

≪連携による効果≫

【子ども】ロールモデル、高等教育に触れる機会
【大学生】自己有用感の向上、地域社会とのつながり
【大学等】地域課題の発掘、地域貢献

◆はちまるサポートによる居場所づくりや交流支援 【施策31】

はちまるサポートにおいて、世代や属性を超えた交流の場や居場所づくり、学びの機会を生み出すためのコーディネートに取り組む。

11 施策体系と主な取組【基本方針４】

：新たに計画に記載する主な取組を含む施策

基本方針	基本施策	施策
基本方針4　配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援	13　児童虐待の防止	37　児童虐待の予防や早期発見・早期対応
		38　支援が必要な家庭への支援と人材育成
		39　社会的養護を必要とする子どもへの支援
	14　障害のある子ども・若者への支援	40　発達に不安がある子ども・若者への支援
		41　切れ目ない支援体制の充実
		42　重症心身障害児・医療的ケア児への支援
	15　ひとり親家庭への支援	43　ひとり親家庭への支援
		44　ひとり親家庭で育つ子どもへの支援
		45　ひとり親家庭になる前からの支援
	16　子ども・若者の貧困対策の推進	46　子どもへの教育・生活支援
		47　生活に困っている世帯への支援
		48　若者の生活の安定
	17　外国につながる子どもと家庭への支援	49　外国につながる子どもと家庭への支援
		50　多文化共生意識の啓発や国際理解の推進
	18　様々な悩みを抱える子ども・若者への支援	51　包括的な相談・支援体制
		52　自殺や引きこもりなど様々な悩みへの支援

12 新たに計画に記載する主な取組（基本方針４）

◆児童虐待防止（サポートプランを活用した支援の充実）【施策38】

支援の必要性が高い妊産婦や子ども、その家庭を中心に、こども家庭センターが作成するサポートプランを活用し、支援を充実する。

≪サポートプランを活用した支援のイメージ≫

サポートプランの作成
（当事者のニーズ把握）

ニーズに合わせた支援

必要に応じて利用勧奨・措置

支援メニュー（例）

- 相談援助
- 家事援助
- 衣食住や経済的な支援
- 一時的な休息
- 交流支援
- 養育力の向上支援

◆多文化キッズサロン【施策49】

「多文化キッズサロン八王子」を設置し、日本語を母語としない子どもや保護者に対し、相談や支援を行うとともに、交流の場・居場所を提供する。

◆子ども・若者の発達に関する相談体制【施策40】

早期発見から専門的な相談支援まで、子ども・若者の状況に合わせた様々な相談体制を確保。また、保育従事者を対象とした研修も実施。

≪子ども・若者の状況に合わせた相談体制≫

子ども	●保健福祉センター（発達が気になる乳幼児の相談・健診） ●幼児教育・保育センター（教育・保育施設への巡回発達相談） ●児童発達支援センター（障害児の一貫した発達相談） ●教育センター（小・中学生の発達や就学に関する相談）
若者	●若者総合相談センター（若者の生活相談や雇用等の専門相談）
全般	●障害者福祉課（障害のある子どもと家庭に関する相談） ●子ども家庭支援センター（子どもと家庭の総合的な相談）

◆子ども・若者・子育て家庭の孤独・孤立対策【施策51】

孤独や孤立は、ひきこもりや8050問題などの地域生活課題に発展する可能性があり、当事者となる子ども・若者や子育て家庭を早期発見・早期支援する仕組みを構築していく。

13 ＤＸの推進に関する主な取組

子ども・子育て分野におけるDXを推進し、利便性の向上や情報発信の強化を目指す。

施策	施策名	概要（内容）
15	八王子版ネウボラの体制強化	妊娠期から子育て期の悩みや不安を解消し、安心して出産・育児が行えるよう、SNSを活用したオンライン相談を24時間体制で実施し、相談体制を強化する。
		保健・医療・福祉・教育が情報連携を円滑に行うため、DXを推進する。
16	妊娠前後の支援	妊娠中や産後の子育て情報の発信、不安を抱える保護者に寄り添うメッセージを「すくすく☆メール」としてLINEで配信する。
17	産前産後の支援	
19	多様な保育・教育の提供	一時保育や病児・病後児保育、学童保育所の手続きを電子申請に対応。その他の手続きについても電子化を検討し、保護者の利便性を高めていく。
20	学童保育所の充実	

14 計画の数値目標（指標の設定）

計画全体の進捗状況を把握するための数値目標は「八王子未来デザイン2040」の中でも特に関連の深い重点テーマである「未来の主役づくり」取組方針アの数値目標と同じとする。

また、各事業の成果指標として、基本施策ごとに指標を設定する。

指標	現状値（令和5年度実績）	目標値（令和11年度）
安心して子育てができるまちと感じている市民の割合	54.6%	70%
1年以内に子どもやその保護者とともに行う活動に参加した市民の割合	36.5%	40%
現在、夢や目標を持っている児童・生徒の割合	小学生　87.4%	小学生　100%
	中学生　79.3%	中学生　100%

※基本施策の指標は参考資料１指標一覧参照

15 今後の予定

令和６年（2024年）

12月中旬～令和７年１月中旬

パブリックコメント（一般向け・子ども向け）の実施

12月21日（土）

子ども・子育てフォーラム（次期計画についてのパネルディスカッション）

令和７年（2025年）

３月　次期計画の策定・公表

参考１ 子ども・若者・子育て家庭等の意見

アンケート調査

子ども･若者･子育て家庭･ひとり親家庭を対象にアンケート調査を実施。

【主な調査結果】

【子ども】 勉強や進学、職業、仕事について、不安を感じている。
【若者】 9割以上が居場所の必要性を感じている。就職支援を望む声が多い。
【子育て家庭】 前回調査（H30）と比べ、就労している母親は増加している。
【ひとり親家庭】 子どもの学習支援や習い事支援の充実を望む声が多い。

→ 計画の基礎資料として活用

ヒアリング調査

はちビバを利用する子どもや子どもミライ会議に参加している子ども･若者にヒアリング調査を実施。

【テーマと主な回答】

- 悩みや相談について
- 住み続けたいまちについて
- 遊びについて　　ほか

○相談電話や相談チャットは利用せず、よく知っている人に対面で相談したい。
○家のまわりや通学路、街なかなどで怖い思いをすることがある。
○友だちと集える場所（居場所）を求めている。

→ 具体的な取組に反映

資料５

子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策（教育・保育）

区域の考え方：地域子育て支援事業に係る区域は、全市域を1区域と捉える。各事業ごとに、地域ごとのニーズや課題を把握した上で、提供体制の確保を図っていく。
事業概要：子育て家庭の多様な幼児教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園・保育所などの運営に対して支援を行い、幼児期の教育・保育を提供します。また、家庭的保育・小規模保育・事業所内保育などの地域型保育も実施していきます。
対象年齢：0～5歳
標記上の変更点：国の指示により、「1・2歳」区分を「1歳」「2歳」に分けて記載。

◇現行計画及び実績

		令和2年度（2020年度）					令和3年度（2021年度）					令和4年度（2022年度）					令和5年度（2023年度）					令和6年度（2024年度）					単位
		0歳	1・2歳		3～5歳		0歳	1・2歳		3～5歳		0歳	1・2歳		3～5歳		0歳	1・2歳		3～5歳		0歳	1・2歳		3～5歳		
		保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	
計画	①量の見込み	831	3,800	-	6,536	5,305	829	3,846	-	6,452	5,099	819	3,832	-	6,329	4,904	813	3,824	-	6,259	4,791	811	3,819	-	6,279	4,755	人/日
計画	②確保方策	980	3,972	-	6,826	7,806	982	3,976	-	6,846	7,806	1,004	4,020	-	6,866	7,746	1,006	4,024	-	6,866	7,746	1,008	4,028	-	6,866	7,746	
計画	過不足（②-①）	充足	充足	-	充足	充足	充足	充足	-	充足	充足	充足	充足	-	充足	充足	充足	充足	-	充足	充足	充足	充足	-	充足	充足	
実績	③利用希望数	833	4,055	-	6,503	5,129	746	3,994	-	6,389	5,123	758	3,810	-	6,277	4,578	680	3,834	-	6,329	3,996	656	3,907	-	6,241	3,693	
実績	④確保状況	977	3,969	-	6,768	7,917	980	3,939	-	6,566	7,866	952	3,890	-	6,552	7,986	955	3,914	-	6,676	7,775	946	3,936	-	6,558	7,774	
年度当初の待機児童数		3	18	-	4	0	2	17	-	0	0	1	9	-	2	0	1	14	-	2	0	0	14	-	1	0	人

◆次期計画

		令和7年度（2025年度）					令和8年度（2026年度）					令和9年度（2027年度）					令和10年度（2028年度）					令和11年度（2029年度）					単位
		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		
		保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	保育所等利用				幼稚園等利用	
計画	①量の見込み	694	1,695	1,908	6,295	2,955	699	1,860	1,921	6,249	2,778	702	1,787	2,096	6,299	2,668	696	1,751	2,019	6,324	2,581	685	1,703	1,981	6,387	2,517	人/日
計画	②確保方策	875	1,843	2,068	6,639	6,800	872	1,969	2,101	6,618	6,808	877	1,909	2,201	6,678	6,563	877	1,908	2,150	6,698	6,563	877	1,883	2,142	6,746	6,563	
計画	過不足（②-①）	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	

（1・2歳）
①量の見込み：3,603
②確保方策：3,911

（1・2歳）
①量の見込み：3,781
②確保方策：4,070

（1・2歳）
①量の見込み：3,883
②確保方策：4,110

（1・2歳）
①量の見込み：3,770
②確保方策：4,058

（1・2歳）
①量の見込み：3,684
②確保方策：4,025

○事業実施の考え方と量の見込みの考え方等

	事業実施の考え方	【量】量の見込みの算出方法 【補】補正を行った場合の考え方 【確】確保方策の算出方法
◇現行計画	・引き続き就業率は高まっていくと予想されますが、市全域では教育・保育ニーズに対応できています。地域別年齢別のニーズや大規模開発の情報収集を行い、待機児童ゼロの達成と維持を目指します。	【量】前年度の実績に地区ごとの人口増減を加味して、算出。 【確】各園の認可定員
◆次期計画	・引き続き就業率は高まっていくと予想されますが、市全域では教育・保育ニーズに対応できています。地域別年齢別のニーズや大規模開発の情報収集を行い、待機児童ゼロの達成と維持を目指します。	【量】前年度の実績に地区ごとの人口増減を加味して、算出。 【確】各園の認可定員

（修正なし）

資料５

子ども・子育て支援事業計画の量の見込み（地域子ども・子育て支援事業）

区域の考え方：地域子育て支援事業に係る区域は、全市域を1区域と捉える。各事業ごとに、地域ごとのニーズや課題を把握した上で、提供体制の確保を図っていく。

		八王子市 事業名	所管課	事業概要 （2024年4月1日現在）	対象年齢		次期計画値 令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	単位	事業実施の考え方	【量】量の見込みの算出方法 【補】補正を行った場合の考え方 【確】確保方策の算出方法
1	利用者支援事業（基本型・特定型）	－	保育幼稚園課	子育て家庭がニーズに合わせて、多様な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などから必要な支援を選択し利用できるように、情報の提供や相談・支援を行います。	0～5歳	①量の見込み	23	23	23	23	23	箇所	－	【量】具体的な拠点数にて算出
						②確保方策	23	23	23	23	23			
						③確保状況の実績								
	（特定型）	・保育コンシェルジュ	保育幼稚園課	市役所などの窓口で、個々の状況にあった保育施設などの情報を提供します。		②'確保方策	2	2	2	2	2	箇所	保育幼稚園課など、拠点となる窓口で実施していきます。	【確】本庁舎及び八王子駅南口総合事務所で実施
						③'確保状況の実績								
	（基本型）	・利用者支援	子ども家庭支援センター 青少年若者課	子育てひろばなど親子の身近な場所で、子育てに関わる幅広い情報提供を行います。 親子ふれあい広場を併設している子ども家庭支援センター5か所で実施		②'確保方策	21	21	21	21	21	箇所	子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境の整備し、地域の子育て支援機能の充実を図っていきます。	【確】親子つどいの広場及びはちビバの施設数
						③'確保状況の実績								
1	利用者支援事業（こども家庭センター型）	・妊娠期支援事業	保健福祉センター	こども家庭センターなど母子保健に関する施設で、保健師等が相談支援・情報提供を行います。 こども家庭センター3か所で実施	0～5歳	①量の見込み	3	3	3	3	3	箇所	市内が広域にわたるために、3箇所の拠点化で実施していきます。	【量】こども家庭センターの数にて算出 【確】こども家庭センターの数
						②確保方策	3	3	3	3	3			
						③確保状況の実績								
2	延長保育事業	・延長保育	保育幼稚園課 子どもの教育・保育推進課	多様化する就労形態に対応するため、保育時間の前後に延長して保育を実施します。認可保育所79か所で実施	0～5歳	①量の見込み	4,656	4,548	4,502	4,407	4,351	人/日	【公立保育園】公立保育園のあり方検討会の検討結果を踏まえ、保護者の様々なニーズに応じた保育の提供に努める。 【民間保育園】保育施設を新設する際には、事業実施を求めていく。	【量】推計児童数（0～5歳）×利用を希望する家庭の割合 【確】（公立保育園）令和7年度以降新設園の予定がないので令和6年度公立保育園16園の定員数とする。 （民間保育園）「教育・保育」の令和6年度の確保方策の人数×利用を希望する家庭の割合（概ね4割程度）
						②確保方策	8,854	8,854	8,854	8,854	8,854			
						③確保状況の実績	0	0	0	0	0			
						（利用実績）	0	0	0	0	0			
	（民間保育園）	－		75園中、62園で実施		②確保方策	7,834	7,834	7,834	7,834	7,834	人/日		
						③'確保状況の実績								
						（利用実績）								
	（公立保育園）	－		16園全園で実施		②確保方策	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	人/日		
						③'確保状況の実績								
						（利用実績）								
3	放課後児童健全育成事業	・学童保育所	放課後児童支援課	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対して、放課後に遊びや生活の場を提供します。	1～6年生	①量の見込み	6,630	6,487	6,131	5,965	5,603	人/日	学校施設や地域資源を活用し、待機児童ゼロを継続し受け入れを充実していくとともに、放課後子ども教室との一体的な事業連携を推進し、放課後の子どもたちの居場所づくりを進めていきます。 高学年については、施設に余裕のある学童保育所と放課後子ども教室で受け入れていきます。	【量】推計児童数×学年ごとの入所率（R6年度）×学校ごとの入所申請伸び率（R6/R5） 【確】令和6年度時点の学童保育所の定員数から横ばいとした。
						（1年生）	2,327	2,233	1,987	2,034	1,811			
						（2年生）	2,024	2,068	1,978	1,768	1,799			
						（3年生）	1,861	1,773	1,796	1,727	1,543			
						（4年生）	293	282	248	325	310			
						（5年生）	90	97	90	79	113			
						（6年生）	35	34	32	32	27			
						②確保方策	7,124	7,124	7,124	7,124	7,124	人/日		
						（施設数）	91	91	91	91	91	箇所		
						③確保状況の実績						人/日		
						（施設数）						箇所		
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	・ショートステイ	子ども家庭支援センター	保護者が就労や出産、病気などにより子どもの養育が一時的に困難になった場合に、宿泊で短期間子どもを預かります。児童養護施設や認可外保育所、養育協力家庭の合計16か所で預かりをしています。	1～12歳	①量の見込み	976	986	996	1,006	1,016	人/年	・利用者のニーズに合わせてサービス提供できるよう展開していきます。 ・身近な場所で預かりができるように養育協力家庭を拡充していきます。	【量】直近の利用実績×過去2年間の実績における利用実績の伸び率（101%/年） 【確】定員数（3施設・6養育協力家庭）×稼働日数
						②確保方策	3,949	3,949	3,949	3,949	3,949			
						③確保状況の実績								
						（利用実績）								

	八王子市 事業名	所管課	事業概要 （2024年4月1日現在）	対象年齢		次期計画値 令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	単位	事業実施の考え方	【量】量の見込みの算出方法 【補】補正を行った場合の考え方 【確】確保方策の算出方法
5　乳児家庭全戸訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	保健福祉センター	乳児のいる全家庭を保健師などが訪問し、妊産婦の健康や乳児の成長・発達についての相談や情報提供などの支援を行います。保健師及び助産師の訪問により実施	生後4か月以内の乳児	①量の見込み	2,866	2,723	2,647	2,571	2,496	人/年	訪問を実施した家庭へは妊婦のための支援給付を行います。また、訪問を希望しない保護者にも、立ち寄り訪問などで全戸把握を行います。 長期入院や里帰り出産などで生後4か月以内に実施できない場合も、引き続き希望者には訪問していきます。	【量】0歳児人口推計×訪問率100% 【確】現在の体制
					②確保方策	実施機関：こども家庭センター 実施形態：直営・委託併用					－		
					③確保状況の実績						－		
					（訪問率の実績）						%		
					（訪問実績）						人/年		
6　養育支援訪問事業	・養育支援訪問事業	子ども家庭 支援センター	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児・家事支援や相談員による訪問相談を実施し、負担軽減を図ります。 （育児・家事支援）育児や家事を支援するヘルパーを派遣 （専門的支援）相談員などが、子育てへの不安感が高い家庭へ助言・指導を実施	0～18歳 特に支援を必要とする妊婦及び家庭	①量の見込み	5,109	5,467	5,850	6,259	6,697	人/年	家庭の安定した子育て環境を整えるため、子ども家庭支援センター相談員が訪問し相談支援を行っていきます。	【量】訪問実績×107%（前期計画期間の平均伸び率） 【補】前計画期間の伸び率を考慮 【確】現在の実施体制を継続
					（家事支援）								
					（専門的支援）	5,109	5,467	5,850	6,259	6,697			
					②確保方策	実施機関：子ども家庭支援センター					－		
					③確保状況の実績						－		
					（支援実績）						人/年		
					（実績：家事支援）								
					（実績：専門的支援）								
7	地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）	－	子ども家庭支援センター	地域の親子が気軽に集え、子育て相談ができる身近な居場所を提供します。また、地域の子育て情報の提供や子育て講座を開催し、家庭の子育て力の向上を図ります。	0～2歳	①量の見込み	202,388	202,396	202,315	201,166	200,295	人/年	ひろばの設置が進んだことから、それぞれの子育てひろばの役割を整理するとともに、ひろばで行う事業内容を充実していきます。	【量】子育てひろば総利用者数（令和4年度から令和5年度の平均）＋ニーズ調査から算出したニーズ量
					②確保方策	344,201	344,201	344,174	343,848	343,604	人/年		
					（施設数）	47	47	47	47	47	施設		
					③確保状況の実績						人/年		
					（施設数）						施設		
					（利用実績）						人/年		
	（親子ふれあい広場） （親子つどいの広場）	・親子つどいの広場	子ども家庭支援センター	・親子ふれあい広場　6か所 ・親子つどいの広場　5か所		②'確保方策	90,240	90,240	90,240	90,240	90,240	人/年	親子つどいの広場11館で実施していきます。	【確】利用定員見込数×稼働日数
						（施設数）	11	11	11	11	11	施設		
						③'確保状況の実績						人/年		
						（施設数）						施設		
						（利用実績）						人/年		
	（はちビバ）	・はちビバのひろば	青少年若者課	・はちビバ　10か所		②'確保方策	112,320	112,320	112,320	112,320	112,320	人/年	はちビバ（分館を除く）で実施する。	【確】利用定員見込数×稼働日数 年間確保量＝受入面積（遊戯室＋図書室）÷3.3㎡×週6日×月4週×年12月
						（施設数）	10	10	10	10	10	施設		
						③'確保状況の実績						人/年		
						（施設数）						施設		
						（利用実績）						人/年		
	（保育所）	・公立保育園のひろば+民間保育園のひろば	－	・公設公営保育園内　10か所 ・民間保育所内　17か所		②'確保方策	141,641	141,641	141,614	141,288	141,044	人/年	公立保育園のあり方検討会の検討結果を踏まえ、保護者のニーズに応じた保育の提供に努める。	【確】令和7年度の確保方策数を令和5年度利用実績とし、令和8年度以降各年度確保方策数を推計児童数（0～2歳）×R7～11の伸び率で算出
						（施設数）	26	26	26	26	26	施設		
						③'確保状況の実績						人/年		
						（施設数）						施設		
						（利用実績）						人/年		
		・公立保育園のひろば	子どもの教育・保育推進課			（施設数）						施設		
						（利用実績）						人/年		
		・民間保育園のひろば	保育幼稚園課			③'確保状況の実績						人/年		
						（施設数）						施設		
						（利用実績）						人/年		

	八王子市 事業名	所管課	事業概要 （2024年4月1日現在）	対象年齢		次期計画値 令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	単位	事業実施の考え方	【量】量の見込みの算出方法 【補】補正を行った場合の考え方 【確】確保方策の算出方法
8　一時預かり事業（幼稚園）	・預かり保育	保育幼稚園課	幼稚園の教育時間の前後に保育を希望する場合、在園児を預かります。用事などで不定期に利用する場合（不定期利用）と就労で毎日利用する場合（定期利用）があります。 幼稚園（認定こども園含む）12園で実施	3～5歳	①量の見込み	152,787	152,787	152,787	152,787	152,787	人/年	多くの園で提供体制が整っていますが、令和8年度から本格実施となる「（仮称）こども誰でも通園制度」の利用状況を踏まえながら、今後も継続して事業実施を行っていきます。	【量】利用実績が増加傾向にあるが、令和6年度から開始した「未就園児すくてく通園事業」の利用増が見込まれるため、横ばいと見込んだ。 【補】なし 【確】預かり保育を実施する幼稚園（28園）の預かり保育定員×預かり保育日数　をベースにR2～5の利用実績の伸び率（毎年1割程度）を踏まえ、令和9年度まで増加、以降横ばいとした。
					（不定期）	78,078	78,078	78,078	78,078	78,078			
					（定期）	74,709	74,709	74,709	74,709	74,709			
					②確保方策	409,360	450,296	495,326	495,326	495,326			
					③確保状況の実績								
					（利用実績）								
一時預かり事業（保育園など）	－	保育幼稚園課	保護者が就労や病気などにより、一時的に子どもの養育が困難になった場合や、育児のリフレッシュのために一時的に預かります。	0～5歳	①量の見込み	13,246	13,246	13,246	13,246	13,246	人/年	令和8年度から本格実施となる「（仮称）こども誰でも通園制度」の利用状況を踏まえながら、今後も継続して事業実施を行っていきます。	【量】「（仮称）こども誰でも通園制度」の制度開始を予定しており、未就園児の動向に変化が生じていく見込みがあるため、R2～5の平均の横ばいとした。 【補】なし
					②確保方策	52,111	52,111	52,111	52,111	52,111			
					③確保状況の実績								
					（利用実績）								
8　（公立保育園）	・一時保育	子どもの教育・保育推進課	保護者が家庭の養育が困難になったときに、保育所等で一時的に預かります。 5か所	1～5歳	②'確保方策	15,809	15,809	15,809	15,809	15,809	人/年	公立保育園のあり方検討会の検討結果を踏まえ、保護者のニーズに応じた保育の提供に努める。	【確】定員53人×稼働日数243日＋定員10人×293日
					③'確保状況の実績								
					（利用実績）								
	・休日保育		日曜日・祝日に、一時的に預かります。 1か所		②'確保方策	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320			【確】定員20人×稼働日数66日
					③'確保状況の実績								
					（利用実績）								
	・緊急保育		出産や入院などの理由で、1～4週間、一時的に預かります。 10か所		②'確保方策	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440			【確】定員10人×稼働日数244日
					③'確保状況の実績								
					（利用実績）								
	・年末保育		12月29～31日の間、一時的に預かります。 2か所		②'確保方策	120	120	120	120	120			【確】定員40人×稼働日数3日
					③'確保状況の実績								
					（利用実績）								
（民間保育園）	・一時保育	保育幼稚園課	保護者が家庭の養育が困難になったときに、保育所等で一時的に預かります。 16か所	0～5歳	②'確保方策	28,128	28,128	28,128	28,128	28,128	人/年		【確】定員数×稼働日数
					③'確保状況の実績								
					（利用実績）								
	・休日保育		日曜日・祝日に、一時的に預かります。 1か所		②'確保方策	792	792	792	792	792			【確】定員数12人×稼働日数66日
					③'確保状況の実績								
					（利用実績）								
（ファミリー・サポート・センター事業）	・ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ	子ども家庭 支援センター	地域において会員同士が子育てを相互に援助します。提供会員が、教育・保育施設等までの送迎や、自宅預かりを行っています。	0歳～6年生	②'確保方策	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425	人/年	ファミリー・サポート・センターの事業内容を充実していくとともに、活動を広く周知し、引き続き育児の援助を受けたい方の利用機会の確保を図っていきます。	【確】提供会員の平均活動日数 25日×提供会員数 97人
					③'確保状況の実績								
					（利用実績）								
（トワイライトステイ事業）	・トワイライトステイ	子ども家庭 支援センター	夜間に、一時的に預かります。 ・児童養護施設　1か所、認証保育所 1か所	1～12歳	②'確保方策	1,077	1,077	1,077	1,077	1,077	人/年	今後も継続して事業を実施していきます。	【確】定員数×稼働日数
					③'確保状況の実績								
					（利用実績）								

		八王子市 事業名	所管課	事業概要 （2024年4月1日現在）	対象年齢		次期計画値 令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	単位	事業実施の考え方	【量】量の見込みの算出方法 【補】補正を行った場合の考え方 【確】確保方策の算出方法
	病児・病後児保育事業	-	保育幼稚園課	病中や病後で集団保育が困難な子どもを預かります。	0～5歳	①量の見込み	2,337	2,332	2,330	2,326	2,323	人/年	-	-
						②確保方策	7,569	7,569	7,569	7,569	7,569			
						③確保状況の実績	0	0	0	0	0			
						（利用実績）	0	0	0	0	0			
9	（施設型）	・病児・病後児保育事業	保育幼稚園課	病時または回復期で集団保育を受けることが困難な子どもを一時的に預かります。 病院などに併設された施設4か所で実施。	0歳～ 3年生	①'量の見込み	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	人/年	空き状況や施設情報を予約システムで公開することで、利用者が使いやすい施設運営を行っていきます。	【量】R5年度実績1633人に30%増で算出 【補】なし 【確】定員数×稼働日数293日
						②'確保方策	7,325	7,325	7,325	7,325	7,325			
						③'確保状況の実績								
						（利用実績）								
	（ファミリー・サポート・センター）	・ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ	子ども家庭 支援センター	提供会員が自宅において、病後児を預かります。	0歳～6年生	①'量の見込み	214	209	207	203	200	人/年	利用者のニーズに合わせて、支援を継続していきます。	【量】共働き児童推計数（0-5歳）×発生頻度×平均して利用する日数（実績） 【確】提供会員の平均活動日数25日×提供会員数（R5実績4人）
						②'確保方策	244	244	244	244	244			
						③'確保状況の実績								
						（利用実績）								
	子育て援助活動支援事業	・ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ	子ども家庭支援センター	育児の支援を受けたい会員と支援を行いたい会員による相互援助活動により、地域における子育てを支援します。提供会員が、学童保育所や習い事の送迎、自宅での預かりを行っています。 ・提供会員614名　・依頼会員2349名 ・両方会員79名	1～6年生	①量の見込み	723	708	693	678	665	人/年	ファミリー・サポート・センターの事業内容を充実していくとともに、活動を広く周知し、引き続き育児の援助を受けたい方の利用機会の確保を図っていきます。	【量】 家庭類型別児童数（人）×「利用意向」 【補】 （低学年）提供会員数（21人）＝活動総数に占める低学年の割合（22%）×提供会員実活動者数（R4～5実績の平均97人） （高学年）提供会員数（4人）＝活動総数に占める高学年の割合（4%）×提供会員実活動者数（R4～5実績の平均97人） 【確】 （低学年）提供会員のR4～5の平均活動日数24日×提供会員数（21人） （高学年）提供会員のR4～5の平均活動日数24日×提供会員数（4人　R7以降1人増、R6は1人増）
						②確保方策	925	975	1,025	1,075	1,125			
						③確保状況の実績	0	0	0	0	0			
						（利用実績）	0	0	0	0	0			
10	（小学校低学年）	-	-		1～3年生	①'量の見込み	628	615	602	589	577	人/年		
						②'確保方策	775	800	825	850	875			
						③'確保状況の実績								
						（利用実績）								
	（小学校高学年）	-	-		4～6年生	①'量の見込み	95	93	91	89	88	人/年		
						②'確保方策	150	175	200	225	250			
						③'確保状況の実績								
						（利用実績）								
11	妊婦健康診査事業	・妊婦健康診査事業	保健福祉 センター	母子ともに安心して出産を迎えるため、医療機関にて妊婦健康診査を定期的に受診できるよう、費用助成を行います。 都内の指定医療機関で受診でき、妊娠届出時に妊婦健康診査の受診票を14回分交付しています。	全妊婦	①量の見込み	26,389	25,333	24,320	23,242	22,412	回/年	・妊娠届の早期提出や妊婦健診の大切さの啓発を行います。 ・妊婦面談を受けた方へは、妊婦のための支援給付を行います。 ・健診を14回すべて受診しない傾向のある多子世帯や外国人家庭などへ適正回数の受診について働きかけを行っていきます。	【量】妊娠届提出数の推計×14回×受診率 【補】なし 【確】現行の体制
						（妊娠届出数）	2,448	2,350	2,256	2,156	2,079	人		
						（受診率）	77%	77%	77%	77%	77%	%		
						②確保方策	実施場所：都内契約医療機関 実施方法：妊娠届出時に14回分の受診票を交付 実施体制：個別受診					-		
						③確保状況の実績						-		
						（検診実施実績）						回/年		
						（受診率）						%		
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	-	保育幼稚園課	保護者の世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用などを助成します。	-	実施の有無						-	低所得で生計が困難である世帯に対して、日用品・文具等及び副食材料費に要する費用として保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。	
13	多様な主体の参入促進事業	-	保育幼稚園課	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行います。 特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。	-	実施の有無						-		

	八王子市 事業名	所管課	事業概要 （2024年4月1日現在）	対象年齢		次期計画値 令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）	単位	事業実施の考え方	【量】量の見込みの算出方法 【補】補正を行った場合の考え方 【確】確保方策の算出方法
14　要保護児童等に対する支援に資する事業	・子ども家庭支援ネットワーク	子ども家庭 支援センター	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関職員の専門性の向上とネットワークの強化を図ります。	－	実施の有無						－	要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、関係機関職員の専門性の向上とネットワークの強化を図ります。	－
15　子育て世帯訪問支援事業	（仮）育児支援ヘルパー	子ども家庭 支援センター	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭に対して、育児や家事を支援するヘルパーを派遣し、負担軽減を図ります。	0～18歳 特に支援を必要とする妊婦及び家庭	①量の見込み	453	441	430	418	407	－	家庭の安定した子育て環境を整えるため委託業者による家事や育児の訪問支援を行っていきます。	【量】A推計児童数×C対象世帯数/B全児童数×D平均利用日数 C:算出時点でのケース世帯数（593世帯）×38.4%（ハロベビの登録数に対する利用実績割合）≒230世帯 D:ハロベビ利用上限60時間/24時間（1日）≒2日 【確】1日当たり3人×360日で算出
					②確保方策	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	－		
					③確保状況の実績						－		
16　児童育成支援拠点事業	（仮）児童育成拠点事業	子ども家庭 支援センター	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所の無い児童等に対して居場所となる場を開設し、生活習慣のサポートや食事の提供等を通して子どもの健全な育成を図る。	学齢期児童のうち、特に支援を必要とするもの及びその保護者	①量の見込み	628	612	593	576	557	－	食事・衣服・生活環境等について、不適切な養育状態にある児童や不登校の児童、学校生活になじめない児童、家庭以外に居場所の無い学齢期以降の児童やその保護者に対して、居場所や食事の提供、課外活動の提供等を通して、こどもの健全育成を図ります。	【量】A推計児童数×C対象世帯数/B6歳以上の児童数 ※B6歳以上の児童数（6歳～17歳）54477人 C対象児童数　R6.8.9時点の継続ケースのうち、種別が虐待、養育困難を含む擁護相談、年齢が6～17歳の数…640人 【確】1日20人×週5日（243日）で算出。令和8年度から実施のため令和7年度は0人
					②確保方策	0	4,860	4,860	4,860	4,860	－		
					③確保状況の実績						－		

※親子関係形成支援事業については、類似事業で充足しているため量の見込の設定はしていません。今後の状況により量の見込みや確保方策の設定が必要と判断した場合は、中間改定などのタイミングで設定していきます。

※令和6年9月30日付で国から掲載事業の追加が通知されました。今後、国から詳細な情報が示された段階で、記載内容の検討を行います。追加事業：①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業、③産後ケア事業

資料6

令和6年(2024年)10月4日

病児・病後児保育室におけるWEB予約システムの運用開始について

令和６年（2024 年）10 月より市事業病児・病後児保育室の利用予約方法を従来の施設電話予約からWEB予約システムでの申込みへ変更いたしました。

１．システムの概要

「あずかるこちゃん」（提供：株式会社グッドバトン）は、病児保育予約サービスであり、スマートフォン等で登録後、24時間いつでも病児・病後児保育室の利用予約・キャンセルができます。

また、各施設の予約空き状況を確認することや各施設を地図上に表示することができるため、ご自宅の近くの施設を短時間で見つけることができるようになります。

なお、WEB予約ができない方は、施設に電話予約していただき、施設がアカウントを代理作成し、予約受付することが可能です。

２．対象施設（５施設）

ア　ほりのうちキッズガーデン（別所2-2-1-102）
イ　病児保育室「はる」（散田町3-8-10　1階）
ウ　みなみ野こどもクリニックむ～みんルーム（西片倉3-1-4　3階）
エ　からまつキッズウイングルーム（川口町1543）
オ　ぽかぽか保育園大和田（大和田町5-11-8）

３．システム登録開始日及び利用開始日

ア　登録開始日は、令和６年（2024年）１０月１日（火）
イ　利用開始日は、令和６年（2024年）１０月１０日（木）

４．ご利用の流れ

ア あずかるこちゃんのWEBサイトやLINE公式アカウントからアカウントを作成。
イ 利用したい施設を選び、必要な情報を登録。
ウ 施設の空き状況を確認し、予約をする。
エ 施設から利用可否の連絡を受けとる。
オ 利用当日、必要な持ち物を持参し、施設に子どもを預ける。

【問合せ先】
子ども家庭部保育幼稚園課(給付担当)
電話:042-620-7248
メール:b470300@city.hachioji.tokyo.jp

資料7

令和6年(2024年)10月４日

市立保育園の特別保育におけるWEB予約システムの運用開始について

令和６年(2024年)９月より市立保育園の特別保育の利用予約方法を従来の窓口受付からWEB予約システムでの申込みへ変更いたしました。

１．システムの概要

AZUKARI(株式会社エクシオジャパン)は、市立保育園で実施している特別保育(一時保育・休日保育・年末保育)についてスマートフォンやパソコンから予約申込みができます。また、各施設の予約空き状況を確認することや各施設を地図上に表示することができるため、ご自宅近くの一時保育等実施施設を短時間で見つけることができるようになります。

２．対象施設（５施設）

子安保育園（子安町4-31-1）、千人保育園（千人町3-5-17）
津久田保育園（中野山王3-22-3）、元八王子保育園（弐分方町739）
みなみ野保育園（みなみ野6-1-1）

３．システム利用開始日

ア　一時保育・休日保育　令和６年（2024年）９月１日（日）８時３０分
イ　年末保育　令和６年（2024年）１２月１日（日）８時３０分

４．ご利用の流れ

ア　WEBシステムから施設に利用登録する。※利用施設は複数登録可能
イ　初回面談をする（初めて一時保育等を利用される場合のみ）。
※初回面談とは、特別保育児童登録カードの提出及び利用方法の説明のことを指す。
ウ　施設利用登録完了後、空き状況を確認し予約をする。
エ　利用日当日に保育料を支払い、一時保育等を利用する。

WEB予約システムHP　↑

【問合せ先】
子ども家庭部子どもの教育・保育推進課
電話：042-620-7447
メール：b470800@city.hachioji.tokyo.jp

資料8

子どもがこんな時 どこに相談しよう？

子どもがまとまった時間
寝てくれない‥

原因と対策は？

子どもの肌荒れが
なかなかよくならない‥

どうしたらいい？

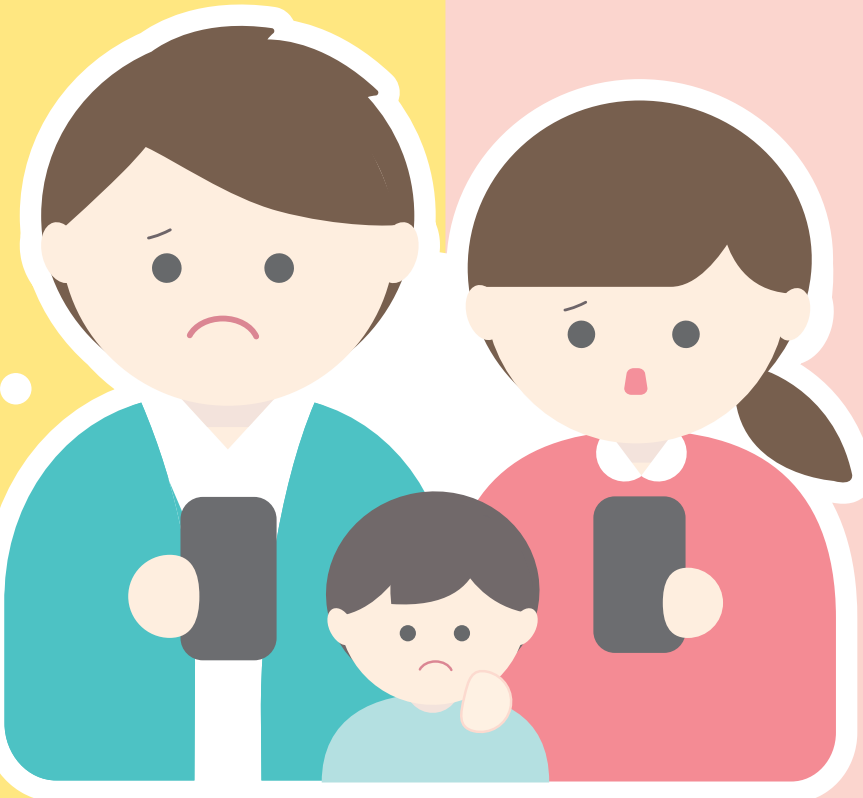

母乳が
足りているか心配

**ミルクは
追加で必要？**

下痢で保育園を
お休みしたけど

**登園可能となる目安を
教えてほしい**

八王子市にお住いの方限定
どちらも無料で相談できます

※通信料は利用者様負担となります。Wi-Fi環境でのご利用を推奨します。

八南助産師会
はちなん助産師相談 八王子

～守っていきたい あなたとともに～

SNS助産師相談

地域で活動している助産師に相談できます

LINEで相談

毎日24時間受付

（24時間以内に返信します）

対　　象	八王子市にお住まいの妊婦さん･子育て中の方とそのご家族
ご利用方法	下記2次元コードから友だち追加後、設問にお答えいただき相談開始

お急ぎの場合は、お近くの保健福祉センターにお電話、または助産無料相談（八王子市子育てガイドブック参照）をご利用ください。

助産師

産婦人科医･小児科医等に相談できる

専用フォームから相談 原則24H以内返信

毎日24時間受付

ウェブサイトから相談を送付できます

LINEで相談 1枠10分の予約制

月～金18時～22時 ＊祝日は除く

LINEのメッセージチャット、音声通話、動画通話

登録に必要な合言葉

チラシを確認するか下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

大横保健福祉センター：042-625-9200　東浅川保健福祉センター：042-667-1331　南大沢保健福祉センター：042-679-2205

参考資料1

第２期子ども・若者育成支援計画　素案

令和7年（2025 年）～令和 11 年（2029 年）

文言調整中

10/4時点

【計画全体にかかる指標】

八王子未来デザイン 2040 における数値目標と連動

指標	現状値 （令和 5 年度）	中間値 （令和 9 年度）	目標値 （令和 11 年度）
現在、夢や目標を持っている児童・生徒の割合（小学生）	87.4%	93%	100%
現在、夢や目標を持っている児童・生徒の割合（中学生）	79.3%	88%	100%
安心して子育てができるまちと感じている市民の割合	54.6%	61%	70%
1年以内に子どもやその保護者とともに行う活動に参加した市民の割合	36.5%	38%	40%

基本方針1　ミライを担う子ども・若者の育成

基本施策1　子どもの権利を大切にするまちづくり

【関連計画】

教育振興基本計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
子ども・若者との意見交換の機会の回数	14 回	20 回	20 回以上
相談できる大人が1人以上いると回答した小学生の割合	99.4%	100%	100%
相談できる大人が1人以上いると回答した中学生の割合	98.9%	100%	100%
自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合（小学4年生）	89.1%	95%	100%
自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合（中学１年生）	88.5%	95%	100%

【施策の展開】

施策 １ 子どもの意見を大切にするまちづくり

●市政への子どもの参画の推進としくみづくり（経営計画課、図書館課）

子ども・若者が市政に関心を持つきっかけとして、「八王子未来デザイン 2040」児童版の活用や、図書館での児童図書での行政連携テーマ展示を行います。

●子どもの声の発信（青少年若者課）

子ども☆ミライ会議や高校生によるまちづくり提案発表会、はちビバによる意見表明など子ども・若者の意見発表の機会を確保します。

●子どもの意見聴取（子どものしあわせ課）

子どもたちの意見をまちづくりに活かす全庁的なしくみづくりを検討し、できる限り実現していきます。また、子ども・若者育成支援計画の改定の際には子ども・若者の意見を聴取し、反映していきます。

施策 2　子どもの権利を守る取組

●子どもが相談しやすい環境づくり（教育指導課、青少年若者課、子ども家庭支援センター、福祉政策課）

子どもにとって身近な場所に信頼できる大人がいて、悩みを相談できる環境づくりを進めるため、スクールカウンセラーによる全員面談や、スクールソーシャルワーカーによる市立小・中・義務教育学校への定期巡回相談を行っていきます。また、総合教育相談やはちビバ、子ども家庭支援センター、はちまるサポートで相談を受け付けていきます。

より相談しやすい環境とするため、各相談機関のスタッフに対する研修や、児童・生徒が相談できる大人に関する調査を行い、実態の把握に努めていきます。

●児童虐待やいじめ被害などの防止（子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター、経営計画課、青少年若者課、教育指導課、教育総務課）

児童虐待を防止するため、児童虐待防止ネットワーク事業の中で周知啓発や研修を行っていきます。また、八王子版ネウボラによる児童虐待の予防や早期発見に向けた体制を確保していきます。

いじめ被害に悩む子どもには、子どものいじめ相談電話や総合教育相談など、いじめに関する相談窓口を確保します。はちビバでは、職員が相談を受けるほかにも、子どもたちの居場所の提供も行います。また、スクールロイヤーによる問題の早期解決や、いじめを許さないまち八王子条例の周知にも取り組んでいきます。

●不登校総合対策の推進（教育指導課、青少年若者課）

スクールソーシャルワーカーの定期巡回やスクールカウンセラーによる全員面談を行い、子どもやその家庭、学校の相談に対応していきます。

また、はちビバによる不登校の子どもたちが安心して来館できる第3の居場所として対応し、中学校卒業後に年齢によって支援が途切れないよう、若者総合相談センターなどでの支援につなげていきます。

●ヤングケアラーへの支援（子ども家庭支援センター、青少年若者課）

ヤングケアラー自身が、ヤングケアラーであることを知り、必要な機関につながっていくことができるように、ヤングケアラーに関する周知を進めていきます。

また、ヤングケアラーが年齢とともに若者ケアラーとなっても、本人の意向に寄り添いながら、自立に向けて支援していきます。

●子どもの遊ぶ権利の理解促進（子ども家庭支援センター、青少年若者課）

親子つどいの広場や保育園・はちビバの広場において、地域の乳幼児とその保護者へ遊

びや交流の場を提供していきます。また、はちビバにおいて、遊びの指導の機会を通じて地域に紹介・連携することで、子どもにとっての「遊び」の重要性について理解を促していきます。

施策 3　子どもの権利を広めるための取組

●子どもの権利確保に向けた取組み（子どものしあわせ課）

子どもの権利を確保していくため、子ども条例制定の検討及び、子どもすこやか宣言の見直しを行っていきます。

●子どもの権利の理解促進や周知の強化（子どものしあわせ課、青少年若者課）

子どもすこやか宣言の周知や子ども・子育てフォーラムの実施、子ども☆ミライ会議の開催により、子どもの権利の理解促進や周知の強化を図っていきます。

基本方針1　八王子のミライを担う子ども・若者の育成

基本施策2　生きる力を育む遊びや体験の充実

【関連計画】

環境基本計画・みどりの基本計画・水循環計画・生涯学習プラン・スポーツ推進計画
文化芸術ビジョン・読書のまち八王子推進計画・教育振興基本計画・八王子駅南口集いの拠点整備基本計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
体育の授業のほかにも運動をしている 児童・生徒の割合	（確認中）	（調整中）	（調整中）
（文化芸術イベント・事業に関する指標を調整中）	（調整中）	（調整中）	（調整中）
若者が対象となる生涯学習講座の数	10 回	（調整中）	（調整中）

【施策の展開】

施策 4　身体を使った遊びや体験機会の充実

●本市の自然を活かした遊びや体験活動の充実（学習支援課、水環境整備課、環境保全課、環境政策課、農林課、集いの拠点整備課）

本市の自然を活かした遊びや体験活動として、自然体験講座、水辺の楽校、親子里山体験、農業体験などを実施します。また、浅川流域連携などの行政機関同士の連携のほか、民間事業者や教育機関などとの協働による体験機会の充実に努めていきます。

令和8年 10 月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点では、自然観察会などのイベントや体験活動を通じての環境教育などに活用できる場づくりを進めます。

●身体を使った遊びやスポーツができる環境づくり（スポーツ振興課、スポーツ施設管理課、教育指導課、公園課、青少年若者課）

スポーツイベントの開催やスポーツ教室により、子ども・若者がスポーツをする機会を確保していきます。全小・中学校及び義務教育学校では、教育課程に体力向上の取組を位置付けています。

また、はちビバ、公園などで体を使った遊びができる環境を整備していくとともに、ボール遊びができる場のルールづくりも進めていきます。

●プレーパーク事業の実施支援（青少年若者課、公園課）

子どもが自由で豊かな外遊びの体験ができるプレーパークについて、地域の団体の取組みを支援します。

●遊びや体験活動に関する子どもや子育て家庭向け情報発信の充実（学習支援課、環境保全課）

夏休みのイベント集約したカレンダーを子ども向けに発信していきます。また、民間事業者と協定を結んでいる上川の里や高尾の森自然学校でのイベントについて、周知に努めていきます。

●インクルーシブ遊具などを備えた公園づくり（公園課）

障害者も一緒に使用ができるインクルーシブ遊具を備えた公園の整備を進めていきます。

施策 5　豊かな感性を育てる遊びや体験機会の充実

●文化芸術に関する多彩な遊びや体験活動の充実（学習支援課、図書館課）

生涯学習センターでの講座により、文化芸術に触れる体験活動の機会を確保していきます。また、読み聞かせなど子どもが読書に触れる機会を確保していきます。

●八王子市の歴史や伝統文化に触れる機会の充実（文化財課、教育指導課、集いの拠点整備課）

桑都日本遺産センター　八王子博物館（はちはく）で子どもが八王子の歴史や文化に触れる機会を確保するほか、小中学校で八王子の伝統文化に関する講座や体験を実施していきます。

また、令和8年 10 月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点にできる歴史・郷土ミュージアムでは、展示・公開の博物館機能と様々な活動・体験とが結びつき、郷土の歴史を学びながら体験できる場づくりを進めます。

●遊びや体験活動に関する子どもや子育て家庭向け情報発信の充実（学習支援課、環境保全課、子どものしあわせ課）

夏休みのイベント集約したカレンダーを子ども向けに発信していきます。また、民間事業者と協定を結んでいる上川の里や高尾の森自然学校でのイベントについて、周知に努めていきます。また、「トイ♪トイ　オーケストラ！」を開催し、オーケストラを実際に鑑賞する機会の少ない子どもたちに体験の機会を提供していきます。

●体験を通じた理科教育の推進（教育指導課）

八王子市小学校科学教育センターにおいて、実験・観察を中心とした学習や市内外の様々

な場所で、大学や企業などと連携し、最先端の体験や、その場所でないとできない実験や観察などを行うことで、体験活動を通じて理科教育を推進していきます。

●学童保育所・放課後子ども教室での体験活動の実施（放課後児童支援課）

学童保育所や放課後子ども教室に講師を派遣して、子どもたちに体験型講座（出張体験講座やスポーツプログラムなど）を実施していくことで、多様な体験活動を提供していきます。

施策 6 若者の活動・体験機会の充実

●若者を対象とした体験機会の充実（学習支援課、環境保全課）

生涯学習フェスティバル内でのボランティアの募集や、緑地保全に関わるボランティアなど若者が参加できるボランティアの充実を図っていきます。

●文化・芸術分野における活動の促進（学園都市文化課、学習支援課）

ユースオーケストラの編成、演劇に携わる高校生や大学生などによる合同イベントなど、日ごろの活動を地域で発表する機会や、同世代の交流の機会を提供します。また、青少年を対象にした講座を実施していきます。

●若者による社会参加・社会貢献活動の促進（学園都市文化課、青少年若者課、学習支援課）

学生が八王子を舞台に企画や運営をするイベントの支援や、少年の非行などからの立ち直り支援を行っている団体の支援を行っていきます。

また、二十歳を祝う会を実行委員会形式とし、学生が携わることができるようにしていきます。

●大学コンソーシアム等との連携による学生活動の支援（学園都市文化課）

学生活動の支援に関する情報を、を大学コンソーシアム八王子加盟校等に情報提供して学生の活動を呼びかけていきます。

基本方針1　八王子のミライを担う子ども・若者の育成

施策3　乳幼児期の教育・保育の質の向上

【関連計画】

教育振興基本計画、八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
保育従事者研修実施回数	３回	８回	８回以上
保育施設・幼稚園における「保・幼・小連携の日の実施率」 ※オンライン含む	84.4%	90%	90%以上

【施策の展開】

施策 7　乳幼児期の教育・保育の質の向上

●幼児教育・保育センターによる乳幼児期の教育・保育の質の向上（子どもの教育・保育推進課）

幼児教育・保育アドバイザーによる訪問支援や研修内容の充実、情報・収集発信や、保・幼・小・連携を推進し、市内幼児教育・保育施設における、さらなる幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

●「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」を活用した幼児教育・保育の質向上（子どもの教育・保育推進課）

保育者の幼児教育・保育活動を支援し、より質の高い幼児教育・保育の提供及び子どもたちの健やかな成長を育む環境の充実を目的とした「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」を、市内全ての幼児教育・保育施設を対象に普及し、子どもたちの健やかな発達や成長を保障していきます。また、幼稚園や保育所で乳幼児の探究活動を通じて子どもの育ちを応援する、東京都のすくわくプログラム推進事業を実施していきます。

●保育士の配置基準変更（保育幼稚園課）

保育士１人が受け持つ子どもの数である配置基準を変更し、保育士の負担を減らすことで保育の質の向上を図ります。

施策 8 保・幼・小・学童連携の推進

●「すくてくシート」の活用及び支援機関の連携推進（子どもの教育・保育推進課、子ども家庭支援センター、放課後児童支援課、教育指導課）

幼児教育・保育施設、小学校及び学童保育所に対して「すくてくシート（旧「就学支援シート」）」に関する周知や研修を行っていきます。また、保護者に対する「すくてくシート」活用の啓発や、「すくてくシート」提出を契機とした各機関の連携を推進します。

●スタートカリキュラムの活用（教育指導課）

各学校においてスタートカリキュラムを活用し、幼稚園や保育所で学んだことを小学校で活かす取り組みを進めていきます。

●「保・幼・小連携の日」の取組の充実（子どもの教育・保育推進課・教育指導課）

保育・授業参観や教職員の意見交換などにより、子どもの発達や、生活・学習の実態について相互理解を深める「保・幼・小連携の日」を実施していきます。また、円滑な就学を支援するため、「架け橋期」と呼ばれる５歳児から小学校１年生の２年間における教育内容について議論を進めていきます。引き続き、各学校が実施する「保・幼・小教育の日」の充実を図っていきます。

基本方針1　八王子のミライを担う子ども・若者の育成

基本施策4　健やかな育ちや自立に向けた支援

【関連計画】

教育振興基本計画・保健医療計画、再犯防止計画・食育推進計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
朝食を毎日食べている小学生の割合	84.7%	90%	100%
朝食を毎日食べている中学生の割合	78.7%	90%	100%
赤ちゃんふれあい事業の実施校数	35 校	35 校	35 校以上
青少年育成指導者の数	226 人	248 人	248 人以上

【施策の展開】

施策 9　健康で自立した生活に向けた取組

●基本的な生活習慣の獲得に向けた啓発（大横保健福祉センター、子ども家庭支援センター、教育指導課）

乳幼児健診等や親子つどいの広場の活動の中で食生活や体を動かす遊びの促進などの基本的な生活習慣等に関する啓発を行っていきます。また、スタートカリキュラムを活用し、各学校における生活指導を充実させていきます。

●食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進（保健総務課、大横保健福祉センター、学校給食課、子どもの教育・保育推進課）

食育に関するイベントの開催や、離乳食講習会等での食べる大切さに関する啓発、給食センターの食育ルームを活用した「調理体験」、八王子の名産品を活用した給食などにより食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進を行っていきます。

●子ども・若者が自ら運動に親しむ機会の創出（スポーツ振興課、スポーツ施設管理課、教育指導課）

スポーツイベントの開催やスポーツ教室により、スポーツをする機会を確保していくとともに、全小・中学校及び義務教育学校において、教育課程に体力向上の取組を位置付けています。

また、若者も含めて、日頃のスポーツの成果を試す場として市民スポーツ大会や全関東八王子夢街道駅伝競走大会を実施するほか、気軽に参加できるイベント等を開催しています。

施策 10 子どもが自身の将来や生き方を考える機会の確保

●赤ちゃんふれあい事業の推進（子どものしあわせ課）

思春期の子どもが妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を習得するとともに、赤ちゃんやその保護者・妊婦とのふれあいなどをとおして、自己尊重感を育み、いのちの大切さや親になるイメージを感じることができる取り組みを、関係機関と連携しながら進めます。

●キャリア教育の推進（教育指導課、学園都市文化課、職員課）

児童・生徒が自己の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するために「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用していくほか、キャリアカウンセラーの資格を持った先生を学校に派遣して講義をするキャリア教育講座を実施していきます。

また、若者のキャリア教育を進めるため、大学コンソーシアムと連携した企業説明会の実施や、八王子市役所でのインターンシップの受入れを行います。

●若者の創業・起業の支援（産業振興推進課）

様々な産業が創出されることによる地域産業の活性化のため、サイバーシルクロード八王子による「本気の創業塾」などを通じて、創業を志す若者を支援します。

●ヤングケアラーや若者ケアラーの自立に向けた支援（子ども家庭支援センター、青少年若者課）

ヤングケアラー・若者ケアラーが将来や生き方について考えることができるよう本人の意向に寄り添いながら自立に向けた支援を実施していきます。

施策 11 青少年の健全育成に向けた支援

●青少年育成指導員による健全育成の推進や青少年対策地区委員会の活動支援（青少年若者課）

青少年育成指導員が、地域の実情に応じて行うパトロールや「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づく、各種店舗の実態調査等を実施します。また、中学校区ごとに活動する青少年対策地区委員会によるスポーツや文化活動といったイベント等、子どもたちが地域とつながる多様な体験機会を提供する活動を支援していきます。

●メディアリテラシーの向上に向けた啓発活動の実施（青少年若者課、教育指導課）

インターネットの家庭での利用ルールづくりの啓発を行うほか、メディアリテラシーの向上に向けた専門家による教育を実施します。

●学校や関係機関と連携した、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発・教育活動の実施（保健対策課・保健総務課、学園都市文化課、生活衛生課、教育指導課）

指導員による教室や情報誌への掲載などの手段を通じて、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発を進めていきます。

基本方針1　八王子のミライを担う子ども・若者の育成

基本施策5　子ども・若者の居場所づくり

【関連計画】

地域福祉計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区	26 校区	33 校区	37 校区
地域に居場所があると感じている子どもの割合	88.6%	90%	90%
地域に居場所があると感じている若者の割合	68.8%	70%	75%

【施策の展開】

施策 12　多様な居場所の確保・創出

●公共施設を活用した居場所づくり（学習支援課、図書館課、青少年若者課、放課後児童支援課、集いの拠点整備課）

生涯学習センターや図書館のフリースペース、はちビバ、放課後子ども教室、学童保育所、令和8年10月にオープンする八王子駅南口集いの拠点などの公共施設を活用し、子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。

●地域資源を活用した居場所づくり（子どものしあわせ課、福祉政策課）

子ども食堂や重層的支援体制整備事業を通じた民間企業との共創による多様な居場所の創出など地域資源を活用した居場所づくりを進めていきます。

●災害時の居場所づくり（子どものしあわせ課、子どもの教育・保育推進課）

災害時は避難所など、普段居場所となっていない場所で多くの時間を過ごすため、居場所がない子どもが出る可能性があります。災害時の子どもの居場所を確保する手法について検討していきます。また、公立保育園では、大規模災害時に代替保育（普段通所していない園で緊急的に保育を行うこと）を実施していきます。

●朝の居場所づくり（放課後児童支援課）

放課後子ども教室の実施団体が行っている「朝の子ども教室」ついて、その取り組みを支

援していきます。

施策 13 居場所につながる仕組みづくり

●子ども・若者への情報発信（子どものしあわせ課、学習支援課、青少年若者課）

子どもに居場所を提供している団体の情報を子どもに発信していきます。また、生涯学習センターのフリースペースの空き状況や若者総合相談センターに関する情報などを SNS を活用して若者に情報発信していきます。

●支援者への情報発信（子どものしあわせ課）

子どもに居場所を提供している団体同士のネットワーク組織のなかで、団体にとって有益な情報の情報提供や定期的に団体同士の情報交換の場を設けていきます。

●居場所に関するニーズの調査と発信（子どものしあわせ課）

定期的に居場所に関するニーズの調査を実施していきます。

施策 14 より良い居場所にするための取組

●子ども・若者とともに作る居場所づくり（図書館課）

大学と連携して高校生と大学生とワークショップを行いながら図書館での居場所づくりを行うなど、子ども・若者の意見を生かしながらより良い居場所にしていくための方法を検討していきます。

また、令和8年10月にオープンする八王子駅南口集いの拠点においても、中学生、高校生を対象としたワークショップの結果を反映していきます。

●居場所づくりの担い手の確保・育成（子どものしあわせ課）

子ども食堂を立上げたいと考えている人向けに講座を実施するなど、新たな居場所づくりの担い手を確保するための取組みを進めるとともに、今居場所づくりに携わっている人向けの研修など育成にも努めていきます。

●居場所間の連携（子どものしあわせ課）

居場所づくりを行う団体同士の情報交換の場の提供や、公共施設を活用した居場所同士の情報共有を進めていきます。

基本方針2　子どもを育む家庭への支援

基本施策6　妊娠期からの切れ目ない支援の充実

【関連計画】
保健医療計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
子育てを支える環境が整っていると感じている子育て世帯の割合	55.2%	62%	70%
妊婦面談を受ける妊婦の割合	84.9%※	96%	98%
産後ケアの利用件数	941 件※	1,400 件	1,800 件
あかちゃん訪問事業の訪問率	99.2%	95%以上	95%以上

※この項目については現状値は 2021 年度のもの

【施策の展開】

施策 15　八王子版ネウボラの体制強化

●こども家庭センターの設置（子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター）
　全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行なう機能を有する機関としてこども家庭センターを設置します。こども家庭センターでは、保健師等と子ども家庭支援員等が連携・協力しながら児童虐待の予防的支援を行っていきます。

●専門職によるオンライン相談の実施（大横保健福祉センター）
　妊娠期から子育て期の悩みや不安を解消し、安心して出産・育児が行えるよう、SNS を活用したオンライン相談を 24 時間体制で実施し、相談体制を強化します。

●情報連携 DX の推進（大横保健福祉センター）
保健・医療・福祉・教育との情報連携を円滑に行うため、DX を推進していきます。

●妊婦のための支援給付事業の実施（大横保健福祉センター）
　妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援

につなぐため、妊婦面談時とあかちゃん訪問時に面談による伴走支援を行うとともに、経済支援を行っていきます。

施策 16　妊娠前後の支援

●保健師等による妊婦面談の実施（大横保健福祉センター）
　妊娠届出時など妊娠早期に、保健師等が妊婦と面談を行い、妊娠・出産・子育てに関する疑問や不安などの相談や、出産後に役立つ事業の紹介を通して、安心して出産・子育てができるよう支援します。

●妊婦健診の実施（大横保健福祉センター）
　妊婦健診を行い、母子の健康を支えるとともに、個別に支援が必要な母子については継続した支援を行います。

●すくすくメールによる妊娠・子育て情報の発信（子どものしあわせ課）
　おなかの赤ちゃんの様子、妊娠中の体調変化など妊娠中の子育てに役立つ情報及び保護者に寄り添うメッセージを LINE で配信する「すくすく☆メール」を配信します

●パパママクラスの実施（大横保健福祉センター）
　沐浴実習、着替え、オムツ交換などを学ぶことができるパパママクラスを実施し、育児情報の提供をしていきます。

施策 17　産前産後の支援

●あかちゃん訪問事業の実施（大横保健福祉センター）
　乳児や妊産婦の家庭を訪問し、子どもや母親の健康管理、乳児の発育・発達や育児相談などを行う、あかちゃん訪問事業を実施します。また、産後うつの予防及び早期発見のため、質問票を活用した、出産後の母親の気持ちに寄り添う支援を行います。

●産後ケア事業の充実（大横保健福祉センター）
　出産後の母子の心身をケアし、安心して子育てがスタートできるよう産後ケア事業を充実します。実施施設について拡充の検討を行い利用者が利用しやすい支援を実施していきます。

●産前・産後サポート事業の実施（子ども家庭支援センター）
　支援を必要としているご家庭にヘルパーが訪問し、家事や育児のサポート事業を実施することで、家族の精神的・身体的負担の軽減と孤立化の予防のための支援を行います。

●すくすくメールによる妊娠・子育て情報の発信（子どものしあわせ課）

赤ちゃんの様子、健診や予防接種、・授乳や抱っこなどのアドバイス、産後のお母さんのからだの変化など産前産後の子育てに役立つ情報及び保護者に寄り添うメッセージを LINE で配信する「すくすく☆メール」を配信します

施策 18 乳幼児期の支援

●乳幼児健診の充実（大横保健福祉センター）

子どもの発達・発育を確認し、お父さん・お母さんの日ごろの育児に関する不安や悩みを少しでも解決できる場として、乳幼児健診を実施します。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、1 か月児健診の実施の検討など乳幼児健診の充実を図っていきます。

●予防接種の実施、情報発信（保健総務課、大横保健福祉センター）

子どもの疾病予防を図るため、予防接種法に基づく定期接種及び市独自の特別接種（B型肝炎、おたふく風邪及び風しん麻しん）を実施します。予防接種の情報については、広報誌での全戸配布や SNS などにより様々な媒体で発信していきます。

基本方針2　子どもを育む家庭への支援

基本施策7　働きながら子育てできる環境の整備

【関連計画】

生涯学習プラン・男女が共に生きるまち八王子プラン

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
保育施設の待機児童数	17 人	０人	０人
病児・病後児保育事業の延利用児童数	946 人	1,700 人	1,700 人以上
学童保育所待機児童ゼロの維持	０人	０人	０人
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現している市民の割合	43.5%	47%	50%

【施策の展開】

施策 19　多様な教育・保育の提供

●乳幼児期の教育・保育に関する方針の展開（子どもの教育・保育推進課）

保育者の教育・保育活動を支援し、安全安心な環境において子どもたちが健やかに成長を育めるよう、幼児教育・保育施設全体のあり方や、公立保育園の再編、質の向上のための方向性を示し、展開していきます。

●一時保育の実施（子どもの教育・保育推進課）

保護者が就労、傷病、冠婚葬祭などで、一時的に保育を必要とする場合に一時保育を実施します。

●病児・病後児保育の充実（保育幼稚園課）

病気や病後に集団保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育を実施します。利用人数が増加している状況を踏まえ、病児・病後児保育の充実を図っていきます。

●教育・保育施設の手続きに関する ICT の活用（子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課）

一時保育や病児・病後児保育の手続きを電子申請できるようにしています。今後、その他の手続きについても電子化を検討し、窓口に来ずに 24 時間受付ができることで利便性を高

めていきます。

施策 20 学童保育所の充実

●一体的連携による学童保育所・放課後子ども教室の拡充（放課後児童支援課）

学童保育所待機児童0人を維持するとともに、放課後に様々な体験活動に参加できるよう、放課後子ども教室と連携を拡充していきます。

●学童保育所における夏季休業中の昼食提供（放課後児童支援課）

長期休み中の児童の健康維持増進と学童保育所を利用する保護者の負担を軽減するため、夏季休業中の昼食提供をすべての学童保育所において実施することを目指します。

●学童保育所での高学年の受入拡大（放課後児童支援課）

保護者のニーズの高い学童保育所での高学年の受入れについて、受入れ施設の拡大を検討していきます。

●学童保育所の手続きに関する ICT の活用（放課後児童支援課）

学童保育所の入所申請を電子申請でできるようにしています。今後、その他申請についても電子申請でできるように検討を進めていきます。

施策 21 子育てと仕事が両立できる環境づくり

●ワーク・ライフ・バランスについての情報発信（男女共同参画課、産業振興推進課）

子育てと仕事が両立できる環境づくりの機運醸成を行うため、父親の育児休業取得促進リーフレットやワーク・ライフ・バランス啓発リーフレットを、母子手帳を申請した方や事業者に対して配付します。

●就職・就労支援のための講座やセミナーを実施（産業振興推進課）

女性の再就職を支援するため、就職活動やライフプランなどの内容のセミナーを開催していきます。

●子育て応援企業への支援（子どものしあわせ課）

子育て応援企業の取組みを周知していくことにより、子育て応援企業の支援や子育てを応援する職場が増えるための機運醸成を行っていきます。

●ファミリー・サポート・センター事業（子ども家庭支援センター）

育児の援助を受けたい者（依頼会員）と育児の援助を行いたい者（提供会員）を組織化し、会員が相互に育児の援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立を支援していきます。

●若者の安定した雇用の促進（産業振興推進課）

若者を対象に、就職面接会や合同研修を行うことで、若者の雇用の促進や職場への定着を支援していきます。

基本方針2　子どもを育む家庭への支援

基本施策8　安心して子育てをするためのサポート

【関連計画】

住宅マスタープラン・保健医療計画・生涯学習プラン

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
パパママクラスなどの健康教育の開催回数	57 回	75 回	75 回以上
はちまるサポートの整備数	13 か所	14 か所	15 か所
はちまるサポートの認知度	13.5%	31%	50%
いつでも相談できる人・場がある子育て世帯☆	77%	80%	85%

【施策の展開】

施策 22　子育て家庭への経済的支援

●幼児教育・保育の無償化（保育幼稚園課）

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスのすべての子どもの幼児教育・保育の利用料を無償化しています。また、０歳から２歳児クラスまでの子どもについても、第２子については無償としています（住民税非課税世帯は第１子も無償）。

●子育て家庭への住宅支援（住宅政策課）

市営住宅や市が入居者を募集する家賃補助対象住宅の優先入居・家賃補助など、子育て家庭を含めた住宅支援を充実していきます。

●各種手当・医療費の助成（子育て支援課）

児童手当・児童扶養手当・児童育成手当の支給や医療費の助成など、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るための手当や助成を実施します。

施策 23 家庭での子育て力向上に向けた支援

●子育てに関する講座やイベントの充実（子ども家庭支援センター、子どもの教育・保育推進課、学習支援課、青少年若者課）

親子つどいの広場や生涯学習センター、はちビバなどで、子育てに関する講座やイベントを充実させていきます。

●食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進（保健総務課、大横保健福祉センター、学校給食課、子どもの教育・保育推進課）

食育に関するイベントの開催や、幼児食講習会等での食べる大切さに関する啓発、給食センターの食育ルームを活用した「調理体験」、八王子の名産品を活用した給食などにより食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進を行っていきます。

●家庭教育の支援の充実（学習支援課）

保護者が子どもに生活習慣や基本的倫理観、社会的マナーなどを身に付けさせる家庭教育「いえいく」を支援していくため、家庭教育支援講座を実施していきます。

●父親の育児参加の促進（大横保健福祉センター、子ども家庭支援センター、青少年若者課）

父親の育児参加を応援するため、父親への情報発信を行います。また、保健福祉センターや親子つどいの広場、はちビバでの子育て講座やイベントの充実、父親同士の仲間づくりを支援していきます。

施策 24 子育てに関する相談体制の充実

●子どもと家庭に関する総合相談（子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター）

妊産婦や 0 歳から 18 歳未満のお子さんとご家庭に関するあらゆる相談を専門の相談員や保健師がお受けします。

●多様化する家庭の悩みに対する包括的な相談・支援体制（子ども家庭支援センター、福祉政策課、青少年若者課）

多様で複合的な生活課題に対し、分野横断的な支援が一体となって提供できるよう、子ども家庭支援センターやはちまるサポート、若者総合相談センターなどの包括的な相談ができる相談機関を運営していきます。

●相談窓口の周知（子どものしあわせ課、青少年若者課）

子育て情報をまとめた「子育てガイドブック」において、各種相談窓口を掲載し、周知をして

いきます。また、若者総合相談センターについては、SNS を活用して情報発信を行っていきます。

基本方針2　子どもを育む家庭への支援

基本施策9　子育て家庭の居場所の充実

【関連計画】

地域福祉計画・教育振興基本計画・みどりの基本計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
子育てひろばの年間利用者数	（調整中）	（調整中）	（調整中）
こども誰でも通園制度の実施園数	実施前	35園	35 園以上
子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区	26 校区	33 校区	37 校区

【施策の展開】

施策 25　子育てひろばの充実

●「子育てひろばガイドライン」の活用（子ども家庭支援センター）

子育てひろばの利用者がより安心して利用できるように親子つどいの広場や保育園、はちビバの広場に従事するスタッフに対し、「子育てひろばガイドライン」を活用し、子育てひろばの質の向上を目指します。

●子育てひろばに関する情報発信の充実（子ども家庭支援センター）

子育てひろばで毎月のお知らせを作成し、各保健福祉センターなどに設置し配布するほか、子育て応援サイトへの掲載による情報発信を行っていきます。

施策 26　気軽に利用できる教育・保育環境の整備

●こども誰でも通園制度の実施（保育幼稚園課）

保護者の就労等の有無に関わらず未就園児を定期的に預かり、他児とともに過ごし、学び、遊ぶ経験を通じて、子どもの発達を促すとともに、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、保護者に対する継続的な支援を行うこども誰でも通園制度を実施します。

●子育てひろばでの一時預かり（子ども家庭支援センター）

親子つどいの広場旭町（ゆめきっず）で、毎週日曜日と祝日に一時預かりを実施し、気軽に一時預かりができる環境を提供していきます。

●幼児教育・保育施設の多機能化（子どもの教育・保育推進課）

公立保育園において、子育てひろばの実施や子育てに関する相談の受付など保育以外の機能を持たせていきます。

施策 27 地域の居場所づくり

●民間の子育て支援団体の支援（協働推進課、福祉政策課）

子どもや子育てを応援する取組を行っている市民活動団体同士の情報交換や関係機関のネットワークづくりなど、市民活動支援センターやはちまるサポートなどが連携し、地域活動のさらなる活性化に向けた支援を行います。

●生活課題の早期発見・早期支援（福祉政策課）

民間企業との共創により、“つながり”を目的とした居場所の充実や新たな支援サービスの創出など、生活課題が深刻化しないための、早期発見・早期支援の仕組みづくりに取り組みます。

●子ども食堂における子どもや保護者の居場所づくりや気軽に悩みを話せる場づくりの支援（子どものしあわせ課）

子ども食堂を実施する団体への支援を通じて、子どもや保護者の居場所づくりや、気軽に悩みを話せる場として、支援が必要な家庭が支援機関につながるきっかけづくりを行います。

基本方針3　子ども・若者・子育てをみんなで支えるまちづくり

基本施策 10　地域全体で子ども・若者の成長を支える環境整備

【関連計画】

文化振興計画・行政と市民活動団体との協働のあり方に関する基本方針・地域福祉計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
ファミリー・サポート・センターマッチング率	92.4%	94%	94%
若者施策に携わる支援者への研修参加人数	320 人	660 人	660 人以上
子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	44.7%	52%	60%
子育て応援企業の登録数	（調整中）	（調整中）	（調整中）

【施策の展開】

施策 28　地域人材の確保・育成

●ボランティアの育成、きっかけづくり（協働推進課、子ども家庭支援センター、福祉政策課、青少年若者課、学園都市文化課）

市民活動センターにおいて、子育て支援を行っている団体に対する活動支援を行うほか、親子つどいの広場での活動の場の提供やはちまるサポートを通じてボランティア活動の支援（活動の相談、研修など）を行っていきます。

また、若者に対しては、はちビバで大学生や大学サークルとの連携によりボランティアの受け入れや活動支援を行うほか、八王子市学園都市推進会議と大学コンソーシアム八王子が共同で作成する新入生向け情報誌へのボランティア情報の掲載や、大学等と地域のボランティア担当者が集う会議を開催し、ボランティアへのきっかけづくりを行います。

●ファミリー・サポート・センター事業（子ども家庭支援センター）

育児の援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行う者（提供会員）との地域での相互援助活動を支援していきます。

●子育て支援者への研修機会の充実（福祉政策課）

民生委員・児童委員に児童虐待と地域の役割について研修を行っていきます。

施策 29　子ども・若者・子育てを応援する団体の支援

●市民活動団体等のネットワークづくりの支援（青少年若者課）

若者支援協議会を設置し、子ども・若者育成支援に関連する分野の団体同士のネットワークを、官民を問わず構築していきます。

●地域で活動する団体の支援　（協働推進課、青少年若者課）

町会・自治会や子ども会への支援をし、子どもが地域と大人と交流することで、地域とのつながりを感じることができるようにしていきます。

●子ども食堂や無料学習塾などの活動支援（子どものしあわせ課）

子ども食堂や無料学習塾等、地域の身近な場所で子どもを支える活動をする団体との連絡会を定期的に開催し、情報共有や関係機関の情報提供を行います。また、子ども食堂を運営する団体に対し、立上げや安定的な運営を図るための支援を行います。

●八王子駅南口集いの拠点での市民活動支援（集いの拠点整備課）

令和8年 10 月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点では、多様な活動をけん引し、市民の「新しいチャレンジ」を応援し、新たな交流と文化が生まれる場づくりを進めます。

●市民企画事業補助金交付事業（協働推進課）

市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する公益的な事業について、予算の範囲内において市がその経費の一部を補助する市民企画事業補助金交付事業を行い、子育てを応援する団体等の支援を行います。

施策 30　企業・大学等による子ども・若者・子育て支援

●子育て応援企業の活動支援（子どものしあわせ課）

子育て応援企業同士や関係機関との連携の支援などによりその活動を支援するとともに、市民への広報を充実していきます。

●大学等と連携した子ども・若者の育成、子育て支援（学園都市文化課）

大学コンソーシアム八王子との連携により、大学等や学生が主体となって取り組む子ども・子育て支援活動を支援します。大学等の特色を生かした専門的な学習機会を子どもに提供するため、夏休み子どもいちょう塾の開催や八王子まるごと子どもキャンパスの発行など、大学等による子ども向けの体験事業を子どもや保護者に対して発信していきます。

施策 31 ゆるやかなつながりで紡ぐ地域連携

●地域づくり推進事業（経営計画課）

地域が主体的に地域の魅力や課題を把握し、その向上や解決に向けて、地域の多様な活動団体や住民同士、地域と行政が協働していくためのしくみを構築「地域づくり」を推進することで、子ども・若者を含めたゆるやかな地域のつながりを育みます。

●はちまるサポートによる地域づくり事業（福祉政策課）

はちまるサポートに常駐している CSW（コミュニティーソーシャルワーカー）が、地域住民をはじめ、民間企業、大学などの多様な主体と連携し、地域の“つながり”づくりや地域活動の支援など誰もが安心して暮らし続けられるための地域づくりを進めます。

●子育て施設や学校施設を核とした地域連携の推進（子ども家庭支援センター、青少年若者課、子どもの教育・保育推進課、地域教育推進課）

地域社会全体で子育てを支えていくため、子ども家庭支援センターやはちビバ、保育園、親子つどいの広場などの子育て施設が、市民活動団体や企業、大学、社会福祉協議会などとの連携をコーディネートし、多様な立場の子育て支援者の交流と協働を推進します。

また、地域学校協働活動の拠点である学校を核として、様々な市民や団体の連携のもと地域全体で子どもの学びや成長を支える活動を支援します。

基本方針3　子ども・若者・子育てをみんなで支えるまちづくり

基本施策11　子育てプロモーションの推進

【関連計画】

地域情報化計画・教育振興基本計画・地域福祉計画・文化振興計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
すくすく☆メール（LINE）の利用者満足度	48.5%※	54.3%	60%
（応援サイト関連の指標）	（調整中）	（調整中）	（調整中）

※この項目については、現状値は令和4年度のもの

【施策の展開】

施策 32　みんなに届く子育て情報の発信

●様々な媒体を活用した、きめ細やかな情報発信（子どものしあわせ課、教育総務課）

保護者が安心して出産・子育てができ、子どもたちが地域の情報を楽しんで知ることができるよう、ホームページ、SNSや紙媒体などを活用し、きめ細やかな情報発信を行います。

●子育て応援サイトや子育てガイドブックによるわかりやすい情報発信（子どものしあわせ課）

子育て応援サイトの運営や子育てガイドブックの作成により、子育て支援情報や、子育て家庭からのニーズが高い園情報やイベント情報など、それぞれの特性を活かしてわかりやすく発信していきます。

●子育て応援サポーターによる子育て情報の発信（子どものしあわせ課）

子育て応援サポーターが、本市の子育て情報や魅力ある子育て環境を発信することで、子育てプロモーションを推進していきます。

施策 33　子育てをみんなで楽しむまちづくり

●子ども・子育てフォーラム開催（子どものしあわせ課）

子どもや子育てに関する活動をつなげて活性化していくため、子育て家庭と、市民、団体、企業や大学などの子育て支援者が実際に集い、めざす姿を共有し、参加・活動・協力するきっかけとなるようフォーラムを開催します。

●市民や企業、大学など、多様な立場からの子ども・子育て支援への参画・協働の推進（子ども家庭支援センター、青少年若者課）

親子つどいの広場やはちビバで様々な子育て支援者の参画による子育て応援イベントの実施や情報発信を支援し、保護者と地域が一体となって子どもたちの成長を喜び、子育てを支えあう環境づくりを進めます。

●子育て応援企業への支援（子どものしあわせ課）

子育て応援企業の取組みを周知していくことにより、子育て応援企業の支援や子育てを応援する職場が増えるための機運醸成を行っていきます。

基本方針3　子育てをみんなで楽しむまちづくり

基本施策12　子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

【関連計画】

都市計画マスタープラン・八王子駅南口集いの拠点整備基本計画・読書のまち八王子推進計画・交通安全計画・安全・安心まちづくりのための防犯対策方針・教育振興基本計画・消費生活基本計画・環境基本計画・水循環計画・みどりの基本計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
青少年対策地区委員会クリーン活動実施参加地区数	76 地区	89 地区	89 地区以上
地域防犯リーダーの数（町会等当たり平均人数）	2.4 人	3 人	3 人以上
八王子市内の交通事故の件数（18 歳以下）	143 件	123 件	123 件以下

【施策の展開】

施策 34　地域力を活かした防犯・防災対策の推進

●地域や事業者と連携した見守りやパトロール活動の充実（地域教育推進課、青少年若者課、福祉政策課、防犯課）

登下校中や放課後、長期休暇期間中の子どもの安全のため、学校、PTA、青少年健全育成団体や民生委員・児童委員など地域の方々による見守りやパトロール活動を促進します。また、「ピーポくんの家」や事業者・労働組合による「こどもを守るネットワーク」の周知を進め、子どもの安全を見守る活動を充実します。

町会自治会を対象にした地域防犯リーダー養成講習会を行い、町会・自治会の自主防犯活動を支援していきます。

●犯罪・不審者情報メール・SNS による情報発信（防犯課）

犯罪・不審者情報について、地域内の大人も子どもも速やかに情報共有ができるよう、メールや SNS を活用した情報発信を進めます。

●地域における防災力の向上（防災課）

子ども・若者も地域の一員として、積極的に防災活動に参加していくことが重要です。地域の防災活動の中核となる自主防災組織の結成や活性化を支援していくとともに、防災リ

ーダーを育成するための研修会を開催していきます。

●若者の非行防止や立ち直り支援（青少年若者課、生活衛生課、防犯課）

青少年問題協議会において、青少年の非行、薬物の乱用などに関する地域の現状について、警察署、関係機関、団体間で共有を図るとともに、青少年の健全育成に向けた周知・啓発を行っていきます。また、更生保護などに関連する機関や団体が連携し、若者の立ち直りを支援します。

施策 35　子どもを事故から守るための取組

●地域が一体となった交通安全点検の実施と対策の推進（地域教育推進課）

安全点検を定期的に実施し、対策が必要な箇所については市と国・都とが連携しながら安全確保の対策を推進します。

●年齢に応じた交通安全教室・自転車教室の実施（交通事業課）

交通公園で楽しみながら交通ルールを学ぶ取り組みや、子どもの年齢に応じた段階的な交通安全教室を実施します。

●幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間の実施（子どもの教育・保育推進課）

幼児教育・保育施設における子どもの事故防止について、継続的な取組を推進するため、毎年9月に「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」を実施し、子どもの事故防止に向けた研修の実施・啓発などに取り組みます。

●子どもの不慮の事故を予防するための情報提供（交通事業課、大横保健福祉センター、消費生活センター）

全国交通安全運動やイベントを通して交通安全に関するチラシ等を配布する他、広報誌や市の SNS を活用し情報提供を行います。

また、あかちゃん訪問や乳幼児健診、出張講座等で情報発信するとともに生活状況を確認したうえで、注意喚起を行います。

さらに、国民生活センターが発行する「子ども・若者」に関わる悪質商法や製品による事故情報等をお知らせする「子どもサポート情報」を、消費生活ニュースの発行に合わせて、保育施設へ周知します。

●災害から子どもを守る取組み（子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課）

保育園では、定期的に防災訓練を実施し、災害発生時の被害の軽減に努めていきます。

施策 36 お出かけしやすいまちづくり

●道路や公共施設におけるユニバーサルデザインの促進（路政課、庁舎管理課、図書館課）

ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進め、赤ちゃんや幼児と一緒に安心して外出できる環境づくりを進めます。また、図書館や本庁舎など、子どもたちや赤ちゃん連れの方を含め、だれもが気兼ねなく心地よい雰囲気の中で過ごせる空間づくりを推進します。

●親子や若者も楽しめる八王子駅南口集いの拠点（集いの拠点整備課）

令和８年10月にオープン予定の八王子駅南口集いの拠点では、ピクニックや幼児の遊び場として利用できる芝生広場や、乳幼児を連れた保護者が気兼ねなく読書ができる憩いのライブラリなど、子どもが楽しめる居場所を確保していきます。

また、施設内では、 中高生や大学生等が静かに自習できるスペースを用意するなど、若者にとっても魅力のある居場所としていきます。

●おでかけをサポートする情報の発信（子どものしあわせ課）

子育て応援サイトや子育てガイドブック、すくてく・はちおうじ（Facebook・X）など様々な媒体でおでかけする場所の情報を発信していきます。

●きれいなまちづくりの推進（ごみ減量対策課、青少年若者課、環境政策課）

大人を含めたマナー向上のため喫煙マナーアップキャンペーンなどによる路上喫煙やごみのポイ捨ての禁止、及び、みんなの町の清掃デーなどに取り組み、きれいなまちづくりを進めていきます。

基本方針4　配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策13　児童虐待の防止

【関連計画】

教育振興基本計画・地域福祉計画・地域福祉推進計画（社会福祉協議会）

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
子ども家庭支援センター相談（活動）数	67,381 件	70,000 件	70,000 件以上
子ども家庭支援センター新規相談受付件数	2,337 件	2,600 件	2,600 件以上
児童相談所への送致件数	18 件	18 件以下	18 件以下

【施策の展開】

施策 37　児童虐待の予防や早期発見・早期対応

●面談や健診での児童虐待の早期発見

（大横保健福祉センター）

妊婦面談や各種健診、あかちゃん訪問など、妊産婦や乳幼児と会う機会に、家庭が抱える問題の早期把握と継続した支援に取り組みます。

●子育ての負担や不安軽減による虐待予防（子ども家庭支援センター）

子育てに負担や不安を抱える家庭に対し、育児・家事支援や訪問相談を行う子育て世帯訪問支援事業やショートステイ、トワイライトステイなどの事業を行い、子育ての負担や不安軽減を図り、虐待予防に取組みます。

●小・中学校における児童虐待予防と早期発見に向けた体制の充実（教育指導課）

子どもが家庭を離れ、一日の多くの時間を過ごす学校は、児童虐待を発見しやすい場であることから、スクールソーシャルワーカーの巡回訪問や関係機関との連携により、児童虐待防止と虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

●気軽に悩みや不安を話せる機会や場所の充実

（子ども家庭支援センター、子どもの教育・保育推進課、青少年若者課、大横保健福祉センター、福祉政策課）

子育てひろばや幼稚園、保育園、はちビバ、はちまるサポートなど、子どもや保護者にとって身近な場所での相談体制の充実を図ります。

●SNS を活用したオンライン相談の実施（大横保健福祉センター）
小児科医・産婦人科医・助産師による SNS を活用したオンライン相談を実施し、相談体制の強化を図ります。

施策 38　支援が必要な家庭への支援と人財育成

●児童育成拠点の整備（子ども家庭支援センター）
　養育環境に問題を抱えた家庭田学校に居場所のない児童に対し、生活習慣の形成や学習サポート等児童の状況に応じた支援を提供することで虐待の防止と児童の最善の利益を保障し、健全育成を図ります。

●支援機関の連携を深めるネットワークの充実（子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター、福祉政策課、教育指導課）
子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を中心に、児童相談所や警察、医療機関などとの連携を強化していきます。個別の支援が必要なケースについては、すべての中学校区に設置する地域ブロック会議などにより、具体的な協議や情報共有を行います。

●要支援家庭への支援の充実（子ども家庭支援センター、大横保健福祉センター）
支援の必要性が高い妊産婦や子ども、その家庭に対して、こども家庭センターがサポートプランを作成し、相談支援や家事支援、居場所支援、親子交流支援など、当事者の必要に応じた支援に取り組みます。

●児童虐待防止のための人財（人材）育成（子ども家庭支援センター、福祉政策課）
児童虐待に関する専門性を有する職員を育成することは重要であり、引き続き、東京都や児童相談所と連携した職員の人財（人材）育成を行います。また、子ども家庭支援ネットワークに関わる職員や民生・児童委員などに対し、児童虐待防止に関する研修を実施し、人財（人材）の確保や育成に取り組みます。

●児童相談所との連携強化（子ども家庭支援センター）
児童虐待を防止し、支援が必要な子どもとその家庭を適切な支援につなげるため、児童相談所との連携強化を進めます。

施策 39　社会的養護を必要とする子どもへの支援

●社会的養護や里親制度について周知・啓発（子ども家庭支援センター）
里親制度や里親を必要としている子どもたちについて、広く市民に理解してもらうため、講演会の実施やプロモーションにより周知・啓発していきます。

●家庭的養護の推進（子ども家庭支援センター）
児童相談所と連携した里親家庭への支援を行うとともに、里親制度の理解を通じて、養育協力家庭となることを希望する担い手づくりを進めます。

基本方針4　配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策14　障害のある子ども・若者への支援

【関連計画】

地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画・教育振興基本計画・特別支援教育推進計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
学校サポーター・特別ボランティアの活動者数	746 人	826 人	892 人
巡回発達相談件数	274 件	350 件	390 件
障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	69.1%	74%	80%
重症心身障害児に対して確実にサービスが提供できる事業所数	（確認中）	15 事業所	15 事業所以上

【施策の展開】

施策 40　発達に不安がある子ども・若者への支援

●子どもの発達に関する相談体制の充実（障害者福祉課、教育指導課）

市内2か所の児童発達支援センターや発達障害児支援室において、障害児の一貫した発達相談を行います。教育委員会においては、総合教育相談の相談員の専門性を高め、保護者や児童・生徒、学校からの相談対応を充実します。

●幼児教育・保育施設における巡回発達相談の充実（子どもの教育・保育推進課）

幼児教育・保育施設に在園する発達障害のある、またはその疑いがあるお子さんについて、心理士が具体的なアドバイスを行う巡回発達相談の充実を図ります。また、幼児教育・保育施設の従事者を対象に、障害の理解、援助方法の習得のため研修会を拡充します。

●発達障害の早期発見・早期支援の検討（大横保健福祉センター）

乳幼児健診等により経過観察が必要とされた乳幼児に対して、医師等の専門職が発育や運動・精神発達に関する相談に対応する発達健診を実施します。子どもの精神発達や言語発達、社会性などの相談についても、心理相談員による相談を実施し、障害の早期発見・早期支援に

取り組んでいきます。また、5歳児健診の検討や専門的医療機関の確保や初診待機の解消に向けた取組を検討していきます。

●福祉、保健、医療、教育等の連携推進（大横保健福祉センター）
発達障害のある、またはその疑いがある子どもや家族が継続して適切な支援を受けられるよう、福祉、保健、医療、教育等の分野を横断した協議の場を設置し、連携を推進します。

●障害児・者への支援を行う施設の整備（障害者福祉課・健康医療政策課）
障害児・者への支援を継続していくために、小児・障害メディカルセンターをはじめとする障害児・者施設の老朽化等について、適切に対応していきます。

施策 41　切れ目ない支援体制の充実

●「はちおうじっ子マイファイル」事業の推進
（障害者福祉課、教育指導課、子どもの教育・保育推進課）
「はちおうじっ子マイファイル」事業を推進し、就学前には八王子版ネウボラ「乳幼児手帳」、就学時には「すくてくシート（旧就学支援シート）」、小・中学校ではサポートファイルを作成し、障害のある全ての子どもの成長について、就労まで見通した切れ目ない支援を行います。

●幼児教育・保育施設等での障害児の受入（インクルーシブ保育・教育）
（保育幼稚園課、子どもの教育・保育推進課、放課後児童支援課、教育指導課）
教育・保育施設や学童保育所において、障害のある子もない子も安心して過ごせるインクルーシブの理念を推進していきます。公立保育園においては、障害のある子どもの受け入れを拡大していきます。学童保育所では、特別な配慮が必要な児童には継続した支援が行えるよう、優先入所できるようにしています。また、児童の特性を踏まえた配慮やバリアフリー、静養スペースの確保といった環境整備を進めます。

●障害のある若者の就労支援（障害者福祉課）
障害のある若者などの就労機会の拡大と安心して働き続けられるよう、障害者就労・生活支援センター「ふらん」などとの協働により就労面と生活面を一体的に支援し、活躍の場を創出していきます。

施策 42　重症心身障害児・医療的ケア児への支援

●在宅レスパイト事業の実施（障害者福祉課）
看護師等が重症心身障害児等の自宅に訪問して、家族の代わりに一定時間ケアを行う在宅レ

スパイト（小休止・一時預かりのこと）事業を実施し、重症心身障害児等の家族の休息時間を確保します。

●医療的ケア児コーディネーター事業（障害者福祉課）
医療的ケア児の相談窓口に医療機関と連携した医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児等やその家族が福祉・保健・医療・その他関連分野の連携したサポートを受け、安心して生活できるように適切な支援につなげます。

●医療的ケアを必要とする子どもの療育・訓練の場の充実（障害者福祉課、教育指導課）
「八王子市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」により、医療的ケアの基本的な考え方や各関係機関の役割など、保護者に周知します。また、医療的ケア児等コーディネーター事業が主催するイベントなどを通して、保護者への情報提供を行います。

●重症心身障害児や医療的ケア児を対象とする活動の場の拡充（障害者福祉課）
重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ないことから、日中活動の場などを拡充するため、重症心身障害児や医療的ケア児の受入を事業者に働きかけていきます。

●障害児・者への支援を行う施設の整備（障害者福祉課・健康医療政策課）
障害児・者への支援を継続していくために、小児・障害メディカルセンターをはじめとする障害児・者施設の老朽化等について、適切に対応していきます。

基本方針4　配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策15　ひとり親家庭への支援

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
18 歳以下の人口における児童扶養手当支給対象児童数の割合	6.0%	5.3%	4.2%
体験活動に参加した子どもの満足度	86%	100%	100%
児童扶養手当支給世帯のうち養育費を受け取っている世帯の割合	21.3%	22.0%	22.9%

【施策の展開】

施策 43　ひとり親家庭への支援

●就労支援や資格取得支援の実施（子育て支援課）

ひとり親家庭の職歴など就労に関するニーズを聴き取り、そのニーズに沿った求人を開拓し提供する、一人ひとりに寄り添った就労支援や生活に活かせるセミナー・講習会の開催など総合的な自立支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」や、自立につながる資格取得のための受講費の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」、国家資格などを取得するために修業機関に通う間の生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金」など、生活基盤の安定のための各種支援を実施します。

●経済的支援や家事支援の実施（子育て支援課）

児童扶養手当や児童育成手当の支給、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸し付けなど、引き続き経済的な支援を実施します。また、一人で生計維持・家事・育児を担うひとり親の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスによる家事支援を行います。

●母子・父子自立支援員による相談・支援の実施（子育て支援課）

母子・父子自立支援員や就業・家計専門員を配置し、ひとり親家庭の個々の状況に応じたきめ細かな相談体制を整え、必要に応じて関連機関と連携して支援を行います。また、ハローワークと連携した就労支援を行うとともに、収入・支出の適正化を目指す家計改善支援を行います。

●ひとり親家庭への情報提供の充実（子育て支援課）

ひとり親家庭に向けたメールマガジン「はち☆エール」やひとり親家庭のための八王子市就労生活相談窓口公式 LINE により、ひとり親家庭の支援情報やイベント、子育て情報を配信していきます。また、「ひとり親家庭のしおり」を発行し、ひとり親家庭のための制度について、情報提供していきます。

●ひとり親同士の交流の場の提供（子育て支援課）
子どものこと、学校や家庭のこと、なかなか話せない悩みなど、ひとり親家庭の親同士が安心して情報を共有し、交流できる場を提供します。

施策 44 ひとり親家庭で育つ子どもへの支援

●学習支援の実施（子育て支援課生活自立支援課）
児童扶養手当を受給している世帯と同等の所得水準のひとり親世帯と生活保護世帯の中学生に対し、学習支援教室を実施します。また、学習支援教室に通うことが困難な場合には、大学生等の学習支援員を自宅に派遣する家庭教師派遣を実施します。

●ひとり親家庭の親と子がふれあう機会の提供（子育て支援課）
ひとり親家庭の親子と親同士の交流機会を作るとともに、子どもの体験活動を推進する親子ふれあい事業を実施します。

●生活力の向上に向けた体験活動の実施（子育て支援課）
ひとり親家庭で育つ子どもの体験格差の是正を図るとともに、自己肯定感の向上や豊かな心や創造性を育む体験型イベントを行います。また、地域の社会資源を活かしたイベントに子どもたちが参加できるよう、周知などの協力を行っていきます。

施策 45 ひとり親家庭になる前からの支援

●「離婚前後家庭支援事業」の実施（子育て支援課）
養育費や親子交流などの離婚の際の取り決めや、離婚が子どもに与える影響など、、離婚前後に必要な情報を提供する講座を開催するとともに、弁護士の個別法律相談や、養育費を安定して受け取るための養育費確保支援事業を実施し、ひとり親家庭になっても安心して生活できるように支援します。

●「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の実施（子育て支援課）
離婚後の生活を見据え、ひとり親になる前から就労支援や講習などを実施し、自立に向けた総合的な支援を行います。

●離婚に関する相談等の実施（子育て支援課）

母子・父子自立支援員が離婚を考えている方からの悩みを聴き取り、婚姻費用や養育費、親権、各種手当など離婚前後に関して必要な情報を提供し、今後の生活の不安が軽減されるよう支援します。また、就業・家計専門員がライフプラン表などを活用し、離婚後の生活について就労支援を含めて相談に応じます。

基本方針4　配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策16　子ども・若者の貧困対策の推進

【関連計画】

地域福祉計画・教育振興基本計画

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
生活保護利用世帯の中学生のうち無料学習教室の参加率	22.1%	25%	30%
生活に困っている世帯の新規相談受付件数	3,431 件	（調整中）	（調整中）
八王子若者サポートステーションにおける進路決定者数	32 人	60 人	70 人

【施策の展開】

施策 46　子どもへの教育・生活支援

●身近な場所での学習支援の実施（子育て支援課、生活自立支援課）

生活に困窮する世帯の子どもが、身近な場所で学習支援が受けられるよう事業を実施します。

●地域での相談・居場所づくり

（青少年若者課、放課後児童支援課、子ども家庭支援センター、福祉政策課、子どものしあわせ課、教職員課）

学校やはちビバ、学童保育所、子ども家庭支援センター、はちまるサポート、子ども食堂など、子どもにとって身近な場所に、悩みを相談できる大人がいる環境づくりを推進します。また、相談内容に対し、適切な支援につなぐことができるよう、教職員・スタッフへの研修を実施します。

●生活に困難を有する子どもを支援する団体への支援

（子どものしあわせ課、生活自立支援課）

子ども食堂や無料学習塾など、生活に困難を有する子どもの支援を行う市民活動団体への支援を行うとともに、市民団体に対し、関係機関の情報を提供します。

施策４７　生活に困っている世帯への支援

●支援対象者の実態に応じた自立支援プログラムの実施（生活自立支援課）
生活困窮者自立支援相談窓口では、保護者の経済的自立に向け、関係機関と連携しながら、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムにより、困窮からの脱却を支援しました。

●関係機関との連携など多様な主体による支援（生活自立支援課）
生活困窮者自立支援ネットワーク会議において、多様な主体による支援方法の検討することを始めとして、関連機関が連携し、対象者の早期発見や包括的な支援を提供しています。

●身近な場所で早期に相談や支援が行える体制づくり（福祉政策課）
はちまるサポートが中心となり、社会福祉法人をはじめとする民間企業や地域活動団体など、地域で活動する多様な主体~~団体~~との“つながり”を強め、地域生活課題の早期把握・早期支援の体制を充実します。

施策４８　若者の生活の安定

●若者の安定した雇用の促進（産業振興推進課）
若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや東京都との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナーなどを行います。

●若者の職場定着に関する支援（産業振興推進課、青少年若者課）
就労意欲があるものの、なかなか就職に結びつかない若者に対し、就労に向けたコミュニケーション能力の育成や就労訓練など、一人ひとりの状況に合った支援を行います。また、市内中小企業などに就職した若者を対象に、ビジネスマナーの取得や労働意欲の向上と、企業の枠を超えた横のつながりをつくるための合同研修を行います。

●生活に困っている若者の相談や就労・生活などに関する支援（生活自立支援課、青少年若者課）
生活困窮者自立支援相談窓口では、生活に困りごとや不安を抱えている若者に寄り添いながら、就労訓練や家計改善など、一人ひとりの自立に向けた相談を行います。また、就職したものの人間関係に悩みを抱えるなどして退職した若者や、就業経験のない若者などの就労に向けた相談を受け付け、市内の協力企業で就労体験・職場実習の経験を積むことで、円滑に就職活動を進めることができるよう支援を行います。

●生活に困っている若者の就学に関する支援（生活自立支援課）
生活に困っている若者への就学支援として、高校 3 年生などへの塾費用や受験料の無利子での貸付を行います。

基本方針4　配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策17　外国につながる子どもと家庭への支援

【関連計画】

教育振興基本計画・多文化共生推進プラン

【指標】

指標	現状値（令和５年度）	中間値（令和９年度）	目標値（令和 11 年度）
語学ボランティア登録者数	371 人	（調整中）	（調整中）
外国人と交流したいと思う市民の割合	45.9%	55%	65%

【施策の展開】

施策 49　外国につながる子どもと家庭への支援

●子どもへの日本語学習支援や生活支援

（多文化共生推進課、学務課、子どもの教育・保育推進課）

小・中学校において、日本語学級における学習支援を行っていきます。就学時には、支援が必要な外国籍等児童・生徒に対し、日本の学校生活に慣れるまで、一定期間、母国語などによる支援を実施していきます。多文化キッズサロンにおいては、日本語を母語としない子どもの学習支援や相談支援、交流支援など、学校外での支援を行います。また、公立保育園の給食では、宗教上の理由により食べることができない食材について配慮していきます。

●保護者への日本語学習支援や生活支援（多文化共生推進課、学習支援課）

外国人市民に向けて、日本語教室を開催するとともに、ボランティア団体による日本語教室を支援していきます。また、在住外国人サポートデスクにおいて、子育てや教育、就労などの生活相談を充実していきます。

●子どもや保護者の居場所づくり（多文化共生推進課）

多文化キッズサロンでは、外国人家庭の子どもと保護者が何でも相談できる身近な居場所として支援を行います。

●行政情報などの多言語化、やさしい日本語の活用

（多文化共生推進課、子どものしあわせ課、広報プロモーション課）

子育てガイドブックや広報はちおうじ、くらしの便利帳、総合防災ガイドブック、はじめてのご

みの出し方ハンドブック、外国人向け情報誌「Ginkgo」など、行政情報の多言語化を進めていきます。また、職員研修などにより、行施情報の提供や窓口対応などにおける「やさしい日本語」の活用を推進します。

施策 50　多文化共生意識の啓発や国際理解の推進

●小・中学校における国際理解教育の推進（教育指導課）
留学生との交流や外国語指導助手の配置による実際に英語でやりとりしたり、多文化について学んだりする機会など、小・中学生向けの国際理解教育プログラムにより、国際理解教育を進めていきます。また、小・中学校の教員を対象とした外国語教育研修を実施します。

●海外友好交流都市との交流（多文化共生推進課）
青少年交流や文化交流、友好交流協定を締結している都市との交流を通して、お互いの習慣や文化に対する理解を深めていきます。

●多文化共生の意識を高めるための交流機会の提供（多文化共生推進課）
多文化共生をテーマにした講演会・映画上映会やワークショップの開催、啓発動画の活用などにより、多文化共生の意識を高めていきます。

●助っ人留学生制度による地域交流（多文化共生推進課）
八王子市内で開催されるイベントのサポートなど、地域を助けるさまざまな助っ人活動を通して、留学生が地域とつながる機会を支援し、地域における多文化共生意識を醸成します。

基本方針4　配慮が必要な子ども・若者と家庭への支援

基本施策 18　様々な悩みを抱える子ども・若者への支援

【指標】

指標	現状値 （令和５年度）	中間値 （令和９年度）	目標値 （令和 11 年度）
若者総合相談センターにおける利用件数	3,462 件	（調整中）	（調整中）
居場所があると感じている市民の割合	66.7%	70%	75%
「身近なゲートキーパー講習会」の受講者数	3,655 人	（調整中）	（調整中）

施策 51 包括的な相談・支援体制

●はちまるサポートによる相談・支援体制（福祉政策課）

地域福祉の専門職であるコミュニティーソーシャルワーカーが常駐するはちまるサポートにて、分野横断的な生活課題の相談を受付け、多様な支援機関と包括的な支援を提供します。

●若者なんでも相談窓口（青少年若者課）

若者総合相談センターでは、悩みや不安を抱えた若者やその家族に寄り添い、若者本人の社会的な自立に向けて、総合的に相談を受け付けていきます。

●「若者支援協議会」における支援体制づくり（青少年若者課）

若者支援協議会を設置し、子ども・若者育成支援に関連する分野の団体同士のネットワークを、官民を問わず構築していきます。

●孤独・孤立対策の強化（青少年若者課、子どものしあわせ課、福祉政策課）

はちビバでの子どもの居場所や若者への支援の提供や、市民団体の居場所の提供を支援していくことで、孤独や孤立を防ぐ取り組みを進めていきます。また、若者総合相談センターやはちまるサポートで相談しやすい環境づくりを行うことで、居場所を作り出していきます。

●官民連携による孤独・孤立対策の推進（福祉政策課）

民間企業や大学などとの共創により、孤独・孤立状態による、生活環境や心身状態の低下を予防するための早期発見や、居場所づくり、交流機会の創出など、早期支援の取組を進めます。

施策 52 自殺や引きこもりなど様々な悩みへの支援

●不登校やひきこもり状態にある子ども・若者への支援（教育指導課、青少年若者課、福祉政策課、図書館課）

スクールソーシャルワーカーの定期巡回やスクールカウンセラーによる全員面談を行い、子どもやその家庭、学校の相談に対応していくほか、若者総合相談センターやはちまるサポートにおいて、不登校やひきこもり状態にある若者やその家族の相談を受付けていきます。

また、居場所としてのはちビバでの受け入れやひきこもり状態から就労を行うための支援として、図書館などで就労体験を実施していきます。

●自殺対策の推進（保健対策課）

広報等掲載や CM 放送など自殺対策に関する市民向けの普及啓発や出前講座にゲートキーパー養成の内容を盛り込み、支援者の育成を行います。

●こころの健康に向けた支援（保健対策課）

ひきこもり状態にある若者に対して、保健師や精神科医などによる相談や様々な専門機関との連携の夜アウトリーチを行っていきます。また、社会生活の適応と対人関係の改善を図るためのデイケア活動や、家族のためのグループワークなどの支援を行います。

●ヤングケアラーやダブルケアへの支援（子ども家庭支援センター、青少年若者課、福祉政策課）

ヤングケアラーやダブルケアをしている人が必要な支援につながるよう周知を行うほか、子ども家庭支援センターや若者総合相談センター、はちまるサポートなどで相談を受付けていきます。

●性的指向・性自認などの悩みを抱える方への相談体制（男女共同参画課、総務課）

LGBT 電話相談など専門の相談員が相談を受けるほか、性の多様性を尊重するための意識啓発と情報提供を行います。

参考資料2

基本方針	基本施策	指標	現状値（令和5年度）	数値目標（令和9年度）	数値目標（令和11年度）	新規
全体指標		現在、夢や目標を持っている児童・生徒の割合（小学生）	87.4%	93%	100%	○
		現在、夢や目標を持っている児童・生徒の割合（中学生）	79.3%	88%	100%	○
		安心して子育てができるまちと感じている市民の割合	54.6%	61%	70%	
		1年以内に子どもやその保護者とともに行う活動に参加した市民の割合	36.5%	38%	40%	○
1	1	子ども・若者との意見交換の機会の回数	14回	20回	20回以上	○
		相談できる大人が1人以上いると回答した小学生の割合	99.4%	100%	100%	○
		相談できる大人が1人以上いると回答した中学生の割合	98.9%	100%	100%	○
		自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合（小学4年生）	89.1%	95%	100%	○
		自分という存在を大切に思っている児童・生徒の割合（中学1年生）	88.5%	95%	100%	○
	2	体育の授業のほかにも運動をしている 児童・生徒の割合	（確認中）	（調整中）	（調整中）	○
		（文化芸術イベント・事業に関する指標を調整中）	（調整中）	（調整中）	（調整中）	○
		若者が対象となる生涯学習講座の数	10回	（調整中）	（調整中）	
	3	保育従事者研修実施回数	3回	8回	8回以上	○
		保育施設・幼稚園における「保・幼・小連携の日の実施率」 ※オンライン含む	84.4%	90%	90%以上	
	4	朝食を毎日食べている小学生の割合	84.7%	90%	100%	
		朝食を毎日食べている中学生の割合	78.7%	90%	100%	
		赤ちゃんふれあい事業の実施校数	35校	35校	35校以上	
		青少年育成指導者の数	226人	248人	248人以上	
2	5	子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区	26校区	33校区	37校区	○
		地域に居場所があると感じている子どもの割合	88.6%	90%	90%	○
		地域に居場所があると感じている若者の割合	68.8%	70%	75%	○
	6	子育てを支える環境が整っていると感じている子育て世帯の割合	55.2%	62%	70%	○
		妊婦面談を受ける妊婦の割合	84.9%	96%	98%	
		産後ケアの利用件数	941件	1,400件	1,800件	○
		あかちゃん訪問事業の訪問率	99.2%	95%以上	95%以上	
	7	保育施設の待機児童数	17人	0人	0人	
		病児・病後児保育事業の延利用児童数	946人	1,700人	1,700人以上	○
		学童保育所待機児童ゼロの維持	0人	0人	0人	
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現している市民の割合	43.50%	47%	50%	○
	8	パパママクラスなどの健康教育の開催回数	57回	75回	75回以上	
		はちまるサポートの整備数	13か所	14か所	15か所	
		はちまるサポートの認知度	13.5%	31%	50%	
		いつでも相談できる人・場がある子育て世帯	77%	80%	85%	○
	9	子育てひろばの年間利用者数	（調整中）	（調整中）	（調整中）	○
		こども誰でも通園制度の実施園数	実施前	35園	35園以上	○
		子ども食堂や学習支援団体など、八王子市地域子ども支援事業の登録団体がある中学校区	26校区	33校区	37校区	○
3	10	ファミリー・サポート・センターマッチング率	（調整中）	（調整中）	（調整中）	○
		若者施策に携わる支援者への研修参加人数	320人	660人	660人以上	
		子どもたちが地域の人に見守られながら成長していると感じている市民の割合	44.7%	52%	60%	○
		子育て応援企業の登録数	（調整中）	（調整中）	（調整中）	
	11	すくすくメール（LINE）の利用者満足度	48.5%	54.3%	60%	
		（応援サイト関連の指標）	（調整中）	（調整中）	（調整中）	
	12	青少年対策地区委員会クリーン活動実施参加地区数	76地区	89地区	89地区以上	
		地域防犯リーダーの数（町会等当たり平均人数）	2.4人	3人	3人以上	
		八王子市内の交通事故の件数（18歳以下）	143件	123件	123件以下	
4	13	子ども家庭支援センター相談（活動）数	67,381件	70,000件	70,000件以上	○
		子ども家庭支援センター新規相談受付件数	2,337件	2,600件	2,600件以上	○
		児童相談所への送致件数	18件	18件以下	18件以下	○
	14	学校サポーター・特別ボランティアの活動者数	746人	826人	892人	○
		巡回発達相談件数	274件	350件	390件	
		障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	69.1%	74%	80%	○
		重症心身障害児に対して確実にサービスが提供できる事業所数	（確認中）	15事業所	15事業所以上	○
	15	18歳以下の人口における児童扶養手当支給対象児童数の割合	6.0%	5.3%	4.2%	○
		体験活動に参加した子どもの満足度	86%	100%	100%	○
		児童扶養手当支給世帯のうち養育費を受け取っている世帯の割合	21.3%	22.0%	22.9%	○
	16	生活保護利用世帯の中学生のうち無料学習教室の参加率	22.1%	25%	30%	○
		生活に困っている世帯の新規相談受付件数	3,431件	（調整中）	（調整中）	
		八王子若者サポートステーションにおける進路決定者数	32人	60人	70人	
	17	語学ボランティア登録者数	371人	（調整中）	（調整中）	○
		外国人と交流したいと思う市民の割合	45.9%	55%	65%	○
	18	若者総合相談センターにおける利用件数	3,462件	（調整中）	（調整中）	
		居場所があると感じている市民の割合	66.70%	70%	75%	○
		「身近なゲートキーパー講習会」の受講者数	3,655人	（調整中）	（調整中）	○